

平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）会議録（第2日）

平成25年6月5日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について

会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 中 薮 清 志 | 2 番  | 堀 卓 史   |
| 3 番  | 藤 澤 元之介 | 4 番  | 首 藤 佳 隆 |
| 5 番  | 福 井 輝 昭 | 6 番  | 森 田 眞 一 |
| 7 番  | 平 田 孝 義 | 8 番  | 吉 田 日出夫 |
| 9 番  | 井 川 芳 昭 | 10 番 | 清 原 良 典 |
| 11 番 | 中 島 貞 次 | 12 番 | 服 部 千 秋 |
| 13 番 | 中 井 政 喜 | 14 番 | 佐 野 芳 彦 |
| 15 番 | 井 村 淳 子 | 16 番 | 橋 本 恭 子 |

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 上 田 眞 也 | 書 記 | 北 陽一郎 |
| 書 記 | 首 藤 智 子 |     |       |

説明のため出席した者の職氏名

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 北 川 嘉 明 | 副 町 長       | 八 幡 儀 則 |
| 教 育 長   | 寺 田 寛 文 | 総 務 部 長     | 香 田 大 然 |
| 生活福祉部長  | 井 手 俊 郎 | 経 済 建 設 部 長 | 堂 本 正 広 |
| 教 育 次 長 | 神 南 隆 司 | 財 政 課 長     | 堀 恭 一   |

（開議 午前9時59分）

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～

日程第1 一般質問

○議長（橋本恭子） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答

弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、藤澤元之介議員。

**○藤澤元之介議員** 3番藤澤元之介、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、国の地方公務員給与減額要請等への対応についてお聞きをいたします。

政府は、一般会計総額92.6兆円とする2013年度予算案を国会に提出し、4月6日、衆議院を通過し、参議院に送付されました。

その中で、民主党政権下においては、地方交付税の交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担金率の引き下げを手段とすることを含め、国家公務員給与引き下げと同様の引き下げを地方公共団体に強制することは考えていないとされた国家公務員の給与減額支給措置について、地方公務員給与についても国家公務員に準じて必要な措置を講ずるよう地方自治体に要請するとともに、2013年度予算案で地方交付税、義務教育費国庫負担金を同様の観点で減額計上をしています。

そして、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を3月22日の衆議院本会議で可決、3月29日には参議院でも可決をされました。

地方公務員給与は、該当労使交渉を踏まえ、自治体が主体的に決めるべきものです。地方自治体に対し、国と同様の減額要請を行うことは地方自治の本旨をないがしろにするものであり、一方で地方交付税を減額し、他方で給与削減を要請することは、事実上の強制にほかなりません。今般の地方公務員給与引き下げの要請に対してどのように対応されるのか、2点お聞きします。

まず、1点目ですけれども、国家公務員の給与減額支給措置を理由とした地方交付税や義務教育費国庫負担金の削減は地方自治の本旨を逸脱したものであり、係る削減とならない

よう予算案、予算関連法案等を修正するよう求める考え方はあるのか。

2点目、地方公務員給与は、該当労使交渉を踏まえ、自治体が主体的に決めるべきものであり、地方自治の本旨を踏まえ、今後どう対応されるのか。

以上、2点についてお伺いをいたします。

**○議長（橋本恭子）** 町長。

**○町長（北川嘉明）** おはようございます。

それでは、藤澤議員の一般質問にお答えをいたします。

7月からの給与引き下げを前提とした改正地方交付税法は3月29日に、そして平成25年度予算は去る5月15日に成立いたしました。

これに至るまでには、1月15日の国と地方の協議の場において削減措置の要請が出てから全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会のいわゆる地方六団体が地方自治の観点から国と協議、意見交換等を行ったわけではありますが、決して十分な協議がされたとは感じておりません。

改正交付税法が成立し、予算が成立したことは不本意ながら受け入れざるを得ないことでありますし、成立した予算、改正法を修正することについては、事実上不可能であると考えます。

しかしながら、十分な協議を経ずしてこれら措置を国が決定したことは異例な対応であり、地方六団体の総意として総務大臣に今後地方公務員給与のあり方について、検討の場を設け、十分協議を行うことを要請したところであります。

太子町といたしましても、全国町村会を通じて地方の考えを主張していきたいと思っております。

2点目の質問について答えさせていただきます。

職員の給与削減については、国からは国家公務員に準じた給与減額措置を要請され、また法務大臣からの所管も発せられたところであります。

地方公務員の給与は、藤澤議員が述べられたとおり、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであります。

国は、強制ではないと説明しておりますが、地方の固有財源である地方交付税において、職員給与費を削減するという手法は、地方自治の根幹にかかわることであると思っております。

ただ、総務大臣所管にある日本再生に向けて国と地方があらゆる努力を結集する必要がある、負担増となる消費税について公務員が先頭に立って行財政改革に取り組む姿勢を示すことには一定の理解をすることであります。

当町職員の給与削減につきましては、給与決定の原則である国及び他団体等との均衡の原則、また地方交付税への職員給与費削減に対する住民理解等を踏まえ、現在検討中ではありますが、国の要請に応えるという決定をした場合には職員組合との団体交渉を経て本定例会に条例改正案を追加提案することになるものであります。

当然、本定例会会期中に判断させていただきますが、内容について検討を重ねていくことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 職員のぜひとも給与に関に必要な財源、非常に難しいんですけども、当局の責任においてできるだけ確保していただいて、地方交付税減を理由として安易に実施しないようによろしくお願いします。

また、職員の賃金あるいは労働条件に大きな影響を与える事項の処理に当たっては、先ほどもおっしゃったように、事前に労使協議を踏まえ、十分に話し合った上で実施することを強く要望しますし、引き続きの御検討をよろしくお願いします。

次に、これも同じく働く者の立場という形でお尋ねをしたいと思います。

高齢者雇用安定法の改正の趣旨に沿った環

境整備についてお尋ねをしたいと思います。

少子・高齢化の急速な進展に伴い、今後労働力人口の減少が見込まれる中、我が国の経済、社会の活力を維持するためには、高い就労意欲を有する高齢者がその知識、経験を生かし、社会の支えとして活躍し続けることが非常に重要でございます。また、高齢者が少なくとも年金支給開始年齢までは意欲と能力のある限り働き続けることができる環境整備のため、高年齢者雇用安定法が改正をされております。

そこで、活力ある高齢化社会を目指し、厚生年金支給開始年齢の段階的繰り上げに伴い、雇用継続と所得保障の観点に立ち、高年齢者雇用安定法の改正趣旨に沿って、65歳までの定年延長や希望者全員の再雇用など継続雇用制度が確保されるよう環境整備するお考えはあるのか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） それでは、お答えします。

地方公務員の雇用と年金の接続については、平成25年3月29日付で総務副大臣通知が発せられております。これは、国家公務員の雇用と年金の接続について閣議決定されたことを受け、地方公務員に対する助言がされたものであります。

国家公務員については、定年退職する職員が再任用を希望する場合、退職日の翌日に公的年金支給開始年齢に達するまで、欠格事由、分限免職事由に該当しない限り再任用するとされており、地方公務員についても、能力、実績に基づく人事管理を推進しつつ、必要な措置を講じるよう要請されております。

また、再任用制度について、条例未整備団体はその制度を図るよう指導がされております。

当町におきましては、再任用制度について例規整備が十分なされておられません。まず、今年度中に例規を整備するとともに、その運用について整理したいと考えております。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に掲げられている基本理念等を踏まえ、無収入期間が発生しないよう公的年金の支給開始年齢に達するまで再任用を希望する職員を再任用するよう制度を確立していく所存であります。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 ぜひともその再任用の整備に向けて早急に対応していただきたいと思っております。

通告にはないんですけども、関連という部分で、新たな、含むんですけども、ワークルールや仕組み、処遇制度について、現状わかる範囲で結構ですので、何か具体的な内容があれば配置等含めてお考えがあるのかお聞きしたいんですけど。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 御指摘の点でございますけども、国家公務員もいろんな職種、それから勤務形態がございます。その中で、国が既にやっておりますことは、フルタイムも希望すれば可能、それからまた短時間でも可能。短時間でも、5分の4、5分の3、いろいろあるわけですけども、それはあくまで国公の場合であって、私どもも今後、今町長おっしゃいましたように、新たな再任用条例を提案する場合は、国公に準じるような形にはなると思いますが、県内の先進地、先に条例制定をしているところの自治体などの条例も参考にしながらワークルール、それから処遇制度、勤務形態、それら総合的に勘案して意義ある再任用制度に努めていきたいというふうに現在のところ総務課においても検討中でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 ありがとうございます。

ぜひとも再任用の条例づくりについてはよろしくお祈りしたいと思います。

最後になりましたけども、やはり一番の心配事は、職員のモチベーションの低下という形です。

やっぱりこの太子町を好きになり、このふるさとをよくしようと思うその思いが職員皆さん大前提にあると思います。ぜひともやりがいのあるよい職場づくりに努めて、職員が元気でやる気づくりを皆さんが支援することが行政の推進にもつながり、またこの地域の発展にもつながると思いますので、この点も踏まえて、今後検討をよろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で藤澤元之介議員の一般質問は終わりました。

次に、首藤佳隆議員、どうぞ。

○首藤佳隆議員 おはようございます。4番首藤佳隆、一般質問を行います。

その前に、けさほどニュース等、新聞等でワールドカップが決まったということでにぎわっていましたが、そんな中、パソコンを開いてメールを見てると、私がとってる時事通信社の官庁速報ヘッドラインメールっていうメールマガジンとってるんですけども、それを何げなく見てると、きょうの官庁速報ヘッドラインの中の町村スポットっていうところに、全国初ガラス張りの議場建設へ、兵庫県太子町というヘッドラインが流れてびっくりしたところでございます。全国的にも注目される新庁舎になると思いますので、その辺またいいものができるようにと思っておる次第です。

そういった中で、一般質問に移っていきます。

北川町長は、教育環境の充実を掲げ、子供の学力の底上げにつなげていくことを就任挨拶で述べられたことを踏まえて質問していきます。

まず、文部科学省が平成19年に小・中学校にとっては43年ぶりに全員調査を復活する形で全国学力・学習状況調査、通称全国学力テストを行いました。その後、2011年度は東日本大震災の影響で実施が見送られましたが、その後も抽出または希望参加という形で毎年全国学力テストが実施されてきました。今年

度は、4月24日に4年ぶりに小6生、中3生全員参加という形で全国学力・学習状況調査、通称全国学力テストが実施され、結果は9月にならないとわからないと思いますけども、これまで行われてきましたこのテストの結果などから、まず太子町内の子供たちの学力についての現状をお伺いいたします。

次に、北川町長は、24年9月議会で学力の向上を図る最終の狙いは人間的力量を高め、人生を力強く豊かに生き抜く力を養うことにありますというふうに述べられております。それを踏まえながら、2点目、太子町内の道徳教育の内容及び太子町町民憲章、太子町歌、また郷土の偉人等についてはどのような教育がなされているかをお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 首藤議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今年度の全国学力・学習状況調査は4月24日に実施されましたが、先ほど言われたように、結果についてはまだ現在集計中のために把握できておりません。町内の学校が参加した直近の調査は、平成22年度の抽出調査であります。調査に参加した小・中学校ともにおおむね良好な結果であったと認識しております。

小学校においては、6年生を対象に国語、算数の調査が実施されましたが、国語での主として知識に関する問題の読む能力、文と文のつながりを理解して文の理論を考えて書くことですが、の問題の正答率がやや低い傾向に見られましたが、それ以外の国語の活用に関する問題及び算数の知識、活用に関する問題については、全国及び兵庫県の平均正答率を上回っております。

中学校では、3年生を対象に国語、数学の調査が実施されましたが、国語において、伝えるべき内容を整理して文章に表現することの領域はやや努力を要すると分析しておりますが、国語、数学ともに兵庫県の平均正答率を上回っており、国語の活用に関する問題以外の国の平均正答率も上回っており、良好な

結果だったと考えております。

今後とも新学習指導要領のポイントである言語活動の充実に向けて、書くことを重視した指導方法の工夫改善や読書活動の充実引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、2番目の御質問ですが、道徳教育の内容及び太子町民憲章、太子町歌、または郷土の偉人についてはどのような教育がなされているかという内容だったと思いますが、道徳教育については、兵庫県教育委員会が作成した道徳副読本「こころはばたく」、小学校1、2年生用でございます、「心きらめく」、小学校3、4年生用でございます、「心ときめく」は小学校5、6年生用でございます、「心かがやく」、中学校用でございます、を活用して、児童・生徒の発達段階に応じて人権を尊重する意欲や態度を培うことを目指す人権教育と生命、人格、人権の尊重や人間愛などが根底を貫く人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、思いやりの心などの道徳性の育成を目指す道徳教育との関連を図りながら学習を行っているところでございます。

また、小学校3、4年生の社会科では、自分たちの住んでいる身近な地域について学習いたします。太子町民憲章、太子町歌、郷土の偉人については、教科書副読本「わたしたちの太子町」の中で取り上げており、太子町の地理的環境や人々の生活の変化、地域の発展に尽くした先人の働きなどについて学習し、地域社会に対する誇りや愛情を持ち、社会の一員としての自覚を持つ基礎を養うよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 学力の現状については、太子町内小・中ともに全国平均、また兵庫県の平均よりも上回っている良好な形であるという説明を受けまして状況わかったわけですが、これは全国学力・学習状況調査という形になっております。学力だけではなく、

学習状況の調査も当然されておると思うんですけども、その辺の学力と学習状況についての関係っていうんですか、関連性っていうんですか、そういうところは分析はされておりますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 学習状況でございますが、やはりこれはもう全国的に見られる傾向だと思いますが、やはり家庭学習並びに自分から進んで学習するという、そういう力が若干欠けているというような傾向が見られている状況でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 こうした調査とかテストとかっていうものは、ただ受験しただけでは余り役に立たないものでもあると思います。学校のほうでは再来年ですか、高校受験の学区変更も控えております。

そういったことも踏まえまして、県のレベルとか全国レベルのテスト結果、また過去のデータを分析して児童・生徒に自分の学力がどのような位置にあるのかをきちっと知らせ、また結果をいかに活用するか。中でも、よい結果を出しているほかの自治体等の取り組み事例などを参考にして、これまでの指導方法などの検証、改善していくということを行って行っていただきたいと。

また、その上で、教育委員会としては学力だけにこだわらず、学習状況調査結果においても引き続ききちっと分析をしていただきたいと思っております。

続いて、2点目に関しての再確認ですけども、太子町町民憲章、また町歌について、その意義を教えてくださいませんか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） やはり、この町民憲章、偉人ということについては、ふるさと意識というものを持つことによって、子供たち、また大人になっても根なし草じゃなくて自分のふるさとがあることによって人生の活力または生きる力となって働くものだと思います。

ます。

そういう意味で、自分の足元、基盤という、ふるさとというものを大事にすることによってこれからの人生が大きく変わっていくものじゃなかろうかなと認識しているところでございます。

そういう意味で、道德教育並びに人権教育を通じて、ふるさと郷土愛というものを重視しているところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ふるさとの意識を持つ、郷土に対しての誇りを持つ、愛着を持つっていうことはすばらしいことだと思うんで、その辺を学校においても、また地域の方々においてもやっぱり必要であるのではないかというふうに思うわけですけども、先ほど教育長のほうから小学校3、4年生の社会科の副読本「わたしたちの太子町」というものですね、きょう私も持ってきておりますけども、この中に実は1ページですか、太子町町民憲章載っております。最後には、最後じゃなかったかな、後ろのほうに町歌の、真ん中へんかな、町歌の歌詞が載っております。

ただ、残念ながら、子供たちに聞きますと、そんなん習ったことないというように言っております。その辺、子供たちとか住民に対して町民憲章、また町歌はどのように今周知されておりますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 御存じのように、町民憲章は新年の交礼会のところで私が読み上げさせていただきまして、皆さん方に周知をさせていただきながら、また今も出ましたように、太子町の3、4年生ではこのような憲章、いわゆる国でいう憲法というようなものでございますので、こういうものを大事にしながら郷土というものを学習しているわけでございます。

そして、今も太子町歌という件でございまして、各行事等々に流していったらいいんですけども、今のところ学習の中で詩人の安

田清風さんが作詞したという程度ぐらいでしか知識として覚えてないところでございます。

ただし、1ページにも書いてありますように、町木サザンカ、町花ヒマワリというふうに書いてありますが、国にも国の木、国の花、そして国の鳥というようながございます。県下にも県花、県木、県鳥というものがございます。知識だけで覚えるんじゃないくて、やはりこれが郷土というものに対するぬくもりとか愛情とか、そういうものが身につくことが大事でございます。

ですから、歌えないからといって、知らないからといってではなくって、自分にふさと意識がいかにあるかということが非常に重要視されるんじゃないかなと思うわけでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 先ほど教育長のほうも国でいうところの憲法ではないかというふうな説明があったわけですけども、町民憲章も町歌も町民にとってそういった形で最高の規範となると言えるわけだとは思いますが、その割には副読本には載っておりますが、実際には教わっていないという現状もございます。公共施設にも、中央公民館にあるんですけど、地区館等々にはないんだと思います。その辺含めて、余り町民の方々が、新年の交礼会に出席される方は接する機会があるんですけども、その他の本当に大勢の町民の方々が接する機会がなかなかないんだと思います。

そういったことも踏まえていくと、言葉悪いですが、どこが最高の規範なんだろうかなというふうな疑問も感じるところあります。

最高の規範という一本の軸があって、その軸に沿って町の行事が成り立っていくと、学校においても、その軸に沿った教育がなされていくというのが普通であろうかとは思いますが。

ここで、子供たちの教育にちょっと話を戻

しますが、子供は地域の宝物です。子供たちの笑顔があふれる町、これこそが町長がおっしゃってる住んでよかったと思えるまちづくりであろうと思いますし、まちづくりは人づくりの根本であると思います。

太子町においても、行財政改革や合理化は順調に進んでいると考えます。だとしたら、5年後、10年後の太子町にとって、次に目指すべきところは次世代を担う子供たちへの投資であると考えますが、この点について、町長はどのように感じられますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほどから首藤議員の質問等を聞いてまして、どうですか、将来の太子町のために今の子供たちへの投資どうのこうのという質問であったかなと思います。私はそこところは同感するところでございます。

町長に就任して10カ月、間もなく1年が来ようかと思いますが、その間、いろんな方に接する機会があり、いろんな方から御意見をいただいております。高い目線で太子町の将来を考えていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 子供たちへの投資が必要ではあるっていうフォロー、ことに関しては町長も同意されていますということを今答弁いただきましたので、これからの子供たちへのいろんな政策、期待しております。

昨今、学校のほうでも文部科学省のほうがゆとり教育っていうことで随分長いことやってきました。そういった中で、ゆとり教育のひずみっていうんですか、そういったことから、昨今薩摩藩の郷中教育とか会津藩の日新館の教えなどが全国的に見直されています。特に、今年是大河ドラマが「八重の桜」で会津藩にスポットが当たってることもあるんですけども、例えば薩摩藩の郷中教育っていうのは、もう単純に負けるな、うそをつくな、弱い者をいじめるな、この3つが基本になってます。

会津藩の教えの中でも、「あいづっこ宣言」っていうのが出されて、平成14年に市民一人一人が21世紀を担う会津人の育成をみずからの課題として捉え、家庭や学校、地域が一体となり、それぞれの立場から青少年健全育成のための行動を起こしていく共通の指針として青少年の心を育てる市民行動プラン、「あいづっこ宣言」というものを出されて取り組んでいらっしゃいます。

紹介すると、「1、人をいたわります  
2、ありがとう、ごめんなさいを言います  
3、がまんをします 4、卑怯なふるまいを  
しません 5、会津を誇り年上を敬います  
6、夢に向かってがんばります」最後に、  
「やっではならぬ やらねばならぬ ならぬ  
ことはならぬものです」というふうになら  
ていらっしゃいます。

ほかにも山口県萩市の市立の明倫小学校というところでは、吉田松陰先生のお言葉を1年生から6年生まで各学期ごとに、全部でだから3学期掛ける6で18の松陰先生の言葉をずっと朗読してるんです。小学校のホームページ見ると、朗読の手引っていう形で、正しい姿勢でやりましょうっていうふうな形でうたわれてます。

実際には、1年生の1学期、1年生の子たちが「今日よりぞ幼心を打ち捨てて人と成りにし道を踏めかし」というふうな言葉を全員やってるわけです。当然意味もちゃんと教えていらっしゃいます。

そういった難しい言葉を6年間通して18種類きちっと覚えていくという取り組みもなされているところがございます。

太子町内の小学校・中学校の学校経営方針を見ていくと、4つの小学校の経営方針で、それぞれ目指す児童像が示されていますが、どこにも、立派な目標を掲げられています。ただ、ちょっと抽象的な言い回しが多いのかなというふうに見受けられます。

子供たちには、今紹介したようなことを6年間ずっと変わらずに継続的にやっていくと。わかりやすい言葉で具体的に何を守った

らいいのかを家庭、学校、そして地域共通の指針として教えてあげる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ほかにもいろんなすばらしい例があるんですが、事例でつい最近この一般質問を通告した後で、5月24日でしたか、石海小学校から学校だよりが届きました。これ見ると、裏面にすばらしいのがあります。

ちょっと紹介すると、「6年生は来週の28から29日、(先月のことですね)奈良、京都に修学旅行に行ってきます。特に法隆寺では太子町の児童のみ特別拝観をさせていただけます、そこで聖徳太子の教え、17条の憲法を小学生向けにアレンジしてみました」というふうに校長先生がまとめられています。

みんなの憲法第17条「和を以て貴しとなす」という形で、例えば「第1条みんな仲よくしましょう。けんかをやめませんか。すると全てもうまくいきますよ。」というふうに17条つくられています。お話聞くと、もうちょっと簡単にするっていうふうにおっしゃってました。

こういった形で、各小学校それぞれ目標はありますけども、やっぱり太子町内の全てが共通していけるものっていうふうにつくっていかれるということが大事なんじゃないかなと思うんですが、改めて教育長に聞きますが、今話してきたあいづっこ宣言とか明倫小学校のこと、このたびの17条の憲法、どのように感じられましたでしょうか。

**○議長（橋本恭子）** 教育長。

**○教育長（寺田寛文）** 全国の各市町等のお取り組みを御紹介していただきましてありがとうございます。

本町においても、教育委員会のほうで太子の教育ということでサブタイトルを「笑顔あふれる心豊かな人づくり」というようなもので各小・中学校の教職員一人一人に渡るようにしております。

先ほども出てましたように、国では指導要領、そして兵庫県では指導の重点、そして太子町では太子の教育というようなことで、1

つ柱を持って日本の教育が行われておるわけ  
でございます。そして、太子町ではそういう  
枝葉についてをいかに広げるかというような  
ことを努力しているわけでございます。そし  
て、各小・中学校の校長を呼びまして、学校  
の目標はどうだろうか、そして具体的にどう  
するんだらうかというようなことをヒアリン  
グいたしまして、そして訂正するところは訂正  
して、今その目標に向かって実施してるとこ  
ろでございます。

言葉の中にやや抽象的というようなことが  
ありましたんですが、やはり小学校1年生は  
6歳、中学校は15歳というふうに非常に年齢  
差がございます。平仮名をやっと覚えた1年  
生から、そして中学校3年生になれば高等な  
社会、または国語、または英語、数学という  
ふうに非常に年齢差によって違います。この  
ようなこの言葉を目標を上げて、それを各学  
年の教師がそしゃくして、そしてそれを児  
童・生徒に実践させていくというようなこと  
に今までの教育はなされてきております。

そういう意味で、この一本の柱をもって、  
そして全教職員が共通理解をしながら各学校  
に応じた子供に向かつての指導をしている状  
況でございます。

そういう意味で、いろんな言葉がございま  
すが、教育目標というものは各学校によって  
その子供によって、また地域によって、多少  
環境によって子供の性格とか保護者の様子が  
若干違ってきます。それを言葉に表現しなが  
ら実践していくというようなことが今太子町  
内の小・中学校で行われている実践でござい  
ます。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 学校、地域によって対応さ  
れてるということでございます。

ただ、聖徳太子ゆかりの町でございますん  
で、太子町ならではの、ほかのところではま  
ねができないことでございます、17条の憲法  
っていうのは。その辺を踏まえて、とてもす  
ばらしいものができ上がりつつございますん

で、17条の憲法、子供向けバージョンってい  
うのを宣言するような形で検討していただき  
たいと思います。

この1問目の最後にちょっと紹介だけしま  
す。全国で今学力の平均がトップである秋田  
県の学習状況調査を調査した本がございま  
す。ここに持ってきていますが、「頭がいい  
子の生活習慣」という本がございます。秋田  
大学の先生が書かれておりますが、この帯に  
ある言葉だけ紹介して次の質問に行きます。

「早寝早起きなど、規則正しい生活を送  
る。朝ごはんを家族と一緒に食べる。あいさ  
つをきちんとする。地域の行事によく参加す  
る。授業中の態度がいい。塾にはあまり通わ  
ないが、家庭学習をよくする。」こんな生活  
習慣が秋田県の子供たちの学力を向上させて  
いるという調査結果でございます。参考にし  
ていただいて、次の質問に移っていきます。

JRの線路、総合車両区によって分断され  
た石海南地区においては、何十年にも及ぶ課  
題、地元要望が残ったままになっています。  
都市計画マスタープランでは、石海地区の公  
園緑地の方針における主な取り組みとして、  
「地域における世代間交流の場や災害時の避  
難場所ともなる新たな公園の配置について検  
討し、その整備推進に努めます」と掲げら  
れ、石海地区に2カ所の都市公園の整備が都  
市計画として重点的に展開する施策として掲  
載されております。

また、先の3月議会で提示された25年度一  
般会計予算特別委員会の審査資料の中には、  
都市公園整備状況が掲載されておりました  
が、その中で計画中という区分があり、街区  
公園として（仮称）石海南公園、面積1.00ヘ  
クタール、備考として平成11年度基本設計と  
掲載されておりました。石海北公園も気にな  
るところではありますが、十数年の懸念事項  
である、まず石海南公園について、現状の状  
況と今後の方針について伺います。

次に、現在太子町地域防災計画において、  
石海南地区には避難場所が南総合センター1  
つだけとなっております。石海幼稚園のスク

ールバスが廃止という決定がなされたことは記憶に新しいところですが、その際にもＪＲ陸橋を渡ることへの不便さと大変さが地元から大きな声として上がっていました。

この件については、小さな子供たちだけではなく、今後ますます増加する高齢者にとっても重要な課題であると思われますが、これらを踏まえて、２つ目、ＪＲ総合車両区を避難場所に指定できないでしょうか。

３つ目、24年３月議会の予算特別委員会において、石海保育園の民営化に際して、保育園のＡＥＤを南総合センターに移してほしいと要望いたしました。対応していただいていると思いますが、それでもＡＥＤは１個しか配備されていません。

そこで、質問というより要望になりますけれども、３番目、ＡＥＤ設置箇所を増やすことはできないでしょうか。

４つ目、国のほうで平成19年６月に規制改革推進のための３カ年計画により、平成33年までに譲渡廃止を完了することが閣議決定され、既に入居募集受け付けも終了していることを踏まえて、４番目、雇用促進住宅の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 経済建設に関する部分についてお答えさせていただきます。

まず、石海南公園のことでございますけれども、現在の状況としましては、平成10年３月に策定しました太子町緑の基本計画の中では、平成27年度における公園面積の目標として、住区基幹公園については市街地区域で町民１人当たりおおむね5.3平方メートルと示しております。策定当時は１人1.9平方メートルであり、公園整備の必要性は感じておりますが、平成29年度完成を目標に進めております柳池総合公園整備事業が完了するとともに、ＪＲ網干駅西南地区で進めております区画整理事業内の公園約1,600平方メートルとあわせて検討してまいりたいと考えております。

ただ、新たに都市公園事業を実施するとすると、国の採択要件が２ヘクタール以上と規模の大きいもののしか対象にならないことから、事業手法も含め、今後検討してまいりたいと思います。

続きまして、４番目の雇用促進住宅のことについてお答えさせていただきます。

雇用促進住宅は、敷地面積3,763.94平方メートルであり、昭和47年に２棟80戸５階建てで建設をされました。現在は、先ほど議員のほうからも言われたとおり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しておりますが、平成19年６月22日に閣議決定されました規制改革推進のための３カ年計画において、遅くとも平成33年度までに譲渡、廃止の処理を完了することとされております。

本町にも機構から譲渡の申し入れがありましたが、雇用促進住宅につきましては、建築後40年以上も経過していることや町内には公営の賃貸住宅として県営住宅や町営住宅もありますので辞退をした経緯があります。

今後においても、地域の住宅事情や入居者の状況も考え、また高齢者等に配慮した構造になっていない、エレベーターがないので、こういうことから町として現在では譲渡に応じる考えはありません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ２番の避難場所の関係でございます。

指定避難場所の指定につきましては、避難者が安全で安心して避難生活を過ごすことができるかを基本事項としており、町内の小・中学校、公民館など23カ所の公共施設を指定しております。

ＪＲ西日本網干総合車両所の現状は、避難者を収容できるような施設を有していません。また、車両所内の広大な倉庫には、整備中の車両や多数の機器類が常時格納され、敷地内を移動する際には線路を横断する必要があります。特に、災害時におきましては、公共交通機関として早期復旧を図ることなどが

最優先課題となり、被災者が安心して過ごすことができる避難場所をあらかじめ確保することは困難な状況であると考えます。

それから、AEDの関係でございますが、現在石海南地区では、南総合センターにAEDを設置しております。設置箇所につきましては、管理上及びAED操作講習受講の観点から、職員が常駐している公共施設に設置することを基本としております。該当する施設が限られますので、石海南地区での設置箇所の追加は難しいというふうに考えております。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、総務部長の答弁のほうから確認だけしますが、JR総合車両区、いろいろ向こうのこともあって避難場所指定は困難であるということは理解をさせていただきました。

ただ、一時避難とか、そういったところでお願ひするようなことが可能ではないのかなというふうには、検討していただけることでありますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） その点につきましても、JRと交渉いたしました。かなり難しいということでございます。

やっぱしJRさんも逆に今言いましたように、そういう車両区の中、いろんな機器類がある。一時避難所とはいえ、万が一、一時避難してJRの施設内で事故が起きたときにはJRとしては責任とれないという御回答をいただいておりますので、なかなか難しいというふうには思っております。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 状況わかりました。

ただ、本当は石海南地区、高い建物がございませんので、住民の方不安の声が上がっております。その辺、頭に置いていただいて、何かの対策ができるように、また考えていただきたいと思います。

AEDのほうも公共施設職員常駐の施設でないと難しいということですが、自治

会さんのほうとかとも相談されていきながら、何かの方策を考えていきたいと思っております。またよろしく検討お願いしたいと思います。

雇用促進についても、状況はわかりました。

ただ、大きな建物で古い建物です。恐らく耐震化もされてないんじゃないかというふうに思います。その辺で、ちょっと地元の住民から不安の声が上がっておったりします。

例えば、相生市さんは借りられたんですか。子育ての施策に活用されてるっていうふうな事例もございます。

その辺含めて、全国の事例をまた参考にさせていただきながら、今後検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、石海南公園、これがきょうのメインになるわけですが、通告には書いてませんが、関連事項ということで簡単に1点だけ。

今年度の防災訓練は、石海南地区が対象予定になっていると聞いてますけども、そういう方向で間違いないでしょうか。その場合、メインの訓練はどこでやる予定でございますでしょう。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 石海南、予定しておりますが、会場につきましては、石海小学校というところで、今事務を進めておりますが、各自治会長さん方との細かい詰めについてはこれからでございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 防災訓練、大事なことでぜひやっていただきたいとは思いますが、地元の自治会さんのほうからお声聞いているのが、やっぱり陸橋を越えてまで行くんかいなというお声をお聞きしたりしております。

その辺も含めて、本当に南公園があったらええのになあっていう声が非常に強いわけでございます。

石海南公園についての経緯、経過っていう

のは、堂本部長のほうからも若干説明あったんですけども、平成8年に地元から要望が上がって、石海地区連合自治会から正式に要望書が出されて、平成9年に用地測量、地形測量、権利調査が行われていると。平成10年度に基本設計委託料として253万4,000円が計上され、地元協議において3つのデザインを表示し、行政管理型ではなくて地元ボランティアによる住民管理による防災型多目的公園という形に落ちついて、平成11年度への繰越明許となって、平成12年2月で基本設計が完成したと。このとき、基本設計等々で計399万円の予算が執行されております。

この辺、当時の会議録で確認できたわけなんですけども、平成12年3月議会において、当時の予定としては都市計画道路揖保線との絡みを考慮しながら平成17年度ぐらいには揖保線の工事が始まるので、それにあわせて実施設計を考えていると、平成12年3月ですという答弁がございました。

その後は、揖保線との絡みとか財政の問題などの理由で若干遅れているという答弁が続いて、最後平成18年6月、地元の先輩議員である首藤亨議員のほうで石海南公園について質問されております。そのときの経済建設部長の答弁は、平成18年6月の段階です。現在の実施計画では、平成24年度に実施ということと予定されておりますと答弁されております。平成18年の段階で24年に完成予定であると答弁があったわけなんですけども、しかしながら、御存じのように、今現在何も状況は変わっておりません。

18年当時、議員として議場におられた北川町長に確認の質問をしますが、石海南公園について、24年度に実施予定であると答弁されたこと、聞き覚えがございますでしょうか。

○議長（橋本恭子） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前10時59分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（北川嘉明） 確かな記憶はございませんが、会議録にそのように載っておるのであればそうではないかなと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 確認の意味でさせていただきました。

それ以降、19年3月で首藤亨議員引退されましたんで、その後石海南公園について議会のほうで議論されることが全然なかったわけなんですけども、それから3年たって平成21年になってようやくまちづくりの集い等々で地元からまた要望等々の質問がございました。その折にも、当局の答弁としては、計画は消えてはないと、ただ場所は最終決定していないが、第5次総合計画においても計画として生きた状態で残っておるというふうな答弁をされております。

それから、石海南公園についてを具体的に質問されたという会議録等々ございませんけども、平成18年の議会で24年に完成予定であると答弁されて7年が今経過しております。昨今では、総合公園が完成してからという答弁になっておるわけなんですけども、石海南のいろんな方々からお声をお聞きしておるところで、総合公園が完成しても石海南からは遠いなあと、余り私らには関係ないやというふうなお声も聞いております。中には、石海南地区は昭和の時代でとまってしまっとなやという声を上げていらっしゃる方も大勢いらっしゃいます。

そんな中、先ほど堂本部長の答弁の中で、国の事業のほうで2ヘクタール以上じゃないと難しいという事業があるんだと御紹介いただきましたけども、恐らく国交省のほうで21年度から実施している都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業のことだと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） そのとおりでございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 この事業、私も見てみましたら2ヘクタール以上っていうふうに書いてあったんで、1ヘクタールの予定ではちょっと無理なんかなと諦めております。

ただ、いろいろまた調べておったら、独立行政法人都市再生機構、通称UR都市機構が行っている防災公園街区整備事業というのがございます。こちらのほうについては検討されたことございますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 特にその件について検討したことはございませんけれども、先ほども申し上げましたように、事業手法も含めまして、今後また検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 このUR都市機構が行っている防災公園街区整備事業なんですけど、用地の償還期間が無利子で5年据え置きで20年間、施設費は2年据え置きで15年間で利率は国交省が定める年率というふうになっております。

単純に石海南公園の予算どれぐらいなんかって全然わかりませんが、よそさんの公園の昨今の事例を見ていくと幾らなんだろうかなというふうに素人考えながら計算してみましたけども、そういった形で、いろんな事例、事業がございまして、その辺も考慮していただいて、何も皆さん遊び場をつくってくれとおっしゃってるわけではございません。やっぱり防災公園っていう形で地域の安全・安心を確保するための公園でございまして。

その辺をぜひ検討していただいて、そのほかにも石海南地区、きょう取り上げてませんが、いろんな問題が残ったままです。そういったことも含めて、いろんな課題が1つずつ解消していき、昭和からやっと平成になったなというふうに地元の方が喜んでいただけるようお願いしつつ、一般質問

のほうを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次に、森田眞一議員の一般質問に入ります。

○森田眞一議員 6番森田眞一です。どうぞよろしくお願いします。

新行政改革大綱（第5次）の内容について質問をさせていただきます。

平成25年3月に策定した太子町新行政改革大綱（第5次）実施計画において、平成25年度から29年度までの5年間の行政改革の効果見込み額を8億3,758万6,000円として、その内訳は事務事業の見直しで2,658万5,000円、財政基盤の強化で8億728万1,000円、それから民間との協働、行政体制の整備と基盤強化で372万円としています。

特に、財政基盤の強化では、自主財源の確保として固定資産税の超過課税及び法人町民税の制限税率の適用を平成28年度から実施するとして、その効果見込み額を固定資産税で年3億2,382万1,000円、法人町民税で同じく年3,762万1,000円としていますが、これは効果見込み額全体の86%に当たります。

このことからして、今次の行革の内容は、増税による住民負担の増大が主なものとなっています。

そこで、大綱を読んでみましても、また現在の財政状況からそんなに平成28年度ですね、緊急性があるようには感じないのですが、なぜこの時期増税なのか。また、試算では何%の税率を見ているのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） それでは、お答えいたします。

第5次新行政改革大綱実施計画の財政基盤の強化、自主財源の確保で法人町民税の制限税率の適用、固定資産税の超過課税の適用の項目の効果額が全効果額に占める割合が大きいので、突出して注目されるところであります。

すが、これらの項目は、第5次大綱計画から新たに組み入れているものではなく、既に直前の第4次でも法人町民税の制限税率の適用、都市計画税等の導入で検討した項目であります。

ただ、前計画中は経済状況が非常に悪化していた時期であり、それらの導入は状況が好転してからという判断で取り組み結果は検討のまま推移したものであります。

したがって、第5次大綱計画でも引き続き取り組んでくという項目であり、直ちに増税というものではありません。自主財源の確保は、大きな柱の一つであります、他の項目も同じく精力的に取り組む所存であります。

なお、試算の税率であります、法人町民税の制限税率で法人均等割は標準の1.2倍、法人税割は標準12.3%を上限の14.7%、固定資産税につきましては1.4%を1.7%で試算しております。これらの率は、超過課税を実施している多くの団体が採用している税率であります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 第4次でも取り組まれて、経済情勢等から見送ってきたということもあって、今次第5次で目新しいものではないということなんですけども、その中で第4次では固定資産税の超過課税ではなくって都市計画税を考えていたということの違いがあるということで、今御報告を受けました。

私は、固定資産税にしても、ここでは上がってませんけど、国民健康保険税にしても、納税者の大半はその負担を大変重く現在感じられております。今の経済情勢、そんなに第4次と変わってるようには思いません。アベノミクス等の関係もございすけども、大変不安なものでございすし、今次の経済情勢や生活環境から見て、既に負担率はもうぎりぎりのところまで皆さん感じておられるんじゃないかなというふうに思います。

また、昨年11月、まちづくりの集いでも参加者から庁舎を建てることによって町民税や

水道料金が値上げされるんじゃないかというような質問も出ておりました。それに対して、町は、町民税は財政の悪化を理由に上げるものではないんやと、そらそうだと思います。そのように説明をされておりました。

ところが、私自身あの場で感じたのは、質問者は町民税というふうにおっしゃっておりまして、また町のほうも町民税というふうに捉えておられたと思うんですけども、質問者の趣旨は町税という趣旨だったと思います。そういうことで、町税がそういうもので上がらないか、また水道料金やいろんな掛金が上がらないのか心配だという質問であったと私は思っております。

行政側からしますと、この行革というのと庁舎の建設というのは別の問題だろうというふうに思います。しかし、これが計画どおり実施されるとなれば、質問者のように増税と庁舎建設はもう密接に関連したもの、むしろ庁舎建設がその原因と受けとめる方が多く出てくるんじゃないかというふうに思うんです。町長さん、その辺のお考えはどのように思われておりますか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 今議員おっしゃるその庁舎との関連でのことでは、町長が申し上げましたとおり、違います。やはり町の財政計画をどうやっていくかということを見ていく中で、当初の第4次で都市計画税云々の話は、議員も御存じだと思うんですけど、都市計画税は市街化区域、いわゆる都市計画をしているところであって、太子町だけがと言ったら語弊がありますが、導入してない状況でございました。合併が進んで、してない状況のところで、町の中ではしてないところがまだあったものですから、合併したところが揖保川町なり、いろんなところが入っていった中で、たつの市が導入したときが一つのタイミングであろうというようなところもあったと思います。だけど、それは現在の、いやそのときのですよ、現在の経済情勢を見るとそ

れを導入するのはいかなものかということで導入を見送ったということでございます。

今回、固定ということでしておりますが、都市計画税と考えるか、都市計画税を平準化したものとするほうがいいのかといういろんな議論があるかと思いますが、一つの考え方として、都市計画の、いわゆる市街化区域の中で都市計画の施設はある程度はできているのではないかとこの考え方もあります。

そういう意味で、太子町の都市計画区域全域の中で御負担をいただいて事業を進めていくという考え方がどうであろうという、そういう手法でとっているところもございます。

今回、この14.7とか、例えば1.7%、いわゆる0.3%というのは、これは制限税率でございましたので、先ほど町長が申し上げましたとおり、いわゆる制限税率を導入しているところを参考にしてそれを計算している状況でございますので、例えば都市計画税ということでしているところであれば、例えば太子町のところではたしか2億8,000万円か7,000万円ぐらいだったと思います。

そういう意味で、今回全体で制限税率でいくと3億円というような計算になっておりますが、それがいいかどうかというのは、これは別問題でございます。それと、制限税率の一番高いところでの試算というところだけでございますので、万が一といいますか、もし導入ということになっても、こういう試算ではないところに行くのではないかとこのふうにあります。

その前に、導入の前に経済情勢というものを十分考えていかなければならないと思いますし、それから庁舎を建てたから増税になったというふうにはならないように財政運営は努めていく決意でございます。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 森田眞一議員。

**○森田眞一議員** いろいろと今までの経緯もあってそういうことで第5次にも表現をされたんだろうとは思いますが、今後2年間の検討期間もございましてするんですけれ

ども、ただこの実施計画というものを示されてまいりますと、やはり一般の町民については、これは大変なことだろうというふうに受けとめられます。

しかも、今申し上げましたように、時期が非常に厳しい時期でございます。そんな中、また町も大きな事業として庁舎建設を進めているところでありますし、こういうようなまちづくりでの質問があるように、この方は非常に勇気を持って質問されたんだろうと思います。なかなかああいう場所で素人がそういう言葉を使って質問をなさるといことは本当に勇気の要ることだろうと思います。そんな中で、そういう方が代表として質問をなさったと思います。そういうことで、たくさんのそれに基づいて、町民の方で不安に思っておられる方が多くおられると思います。

そういうことで、十分そういうことであれば意を尽くして説明をなさって不安を取り除いていただくとかしていただきたいというふうに思います。希望いたしまして、質問を終わります。

**○議長（橋本恭子）** 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

次に、吉田日出夫議員の一般質問に入ります。

**○吉田日出夫議員** No.8、吉田日出夫です。一般質問をさせていただきます。

きょうは2件の質問をさせていただくわけですが、まず1件目がこの新庁舎関連、この内容についてですけども、これも太子町の新庁舎建設検討委員会の中でいろいろやりとりなさっております、その結果が報告をされておるんですけども、なぜかいまだに住民とお会いしましたら、本当にこの議場の建て方としては別棟を本当に考えなければいけないのか、そういうところについての質問がたくさんあります。

それと、そういうことでお金が必要ならば使っていただいてもいいんですけども、ほかでお願いしてる件も進んでおるんかという意味合いも含めて、この内容の再確認をさせてい

たきます。

項目の上において、1つ目は別棟にするメリットは何があるのか。

それから2番目として、コストでは安くなるのか。

3番目は、住民は別棟建設を望まれている方は誰もいない、これちょっとオーバーなのかは、ほとんどそういう声で聞こえておりますのでそういう意味合いで出させてもらっております。これに対してお答え願いたいです。お願いします。

○議長（橋本恭子） まだ、2番目。それも。

○吉田日出夫議員 じゃあ、2番目のほうもお話ししときます。

第2番目は、これは農業関連ですけども…

○議長（橋本恭子） いや、括弧の2番目。

○吉田日出夫議員 ああ、済んません。

(2)の実施設計の進捗状況について。

これも会議の中で議論されて、これはその地区にとっては大事なことなので、あえて25年度の工事について確認が入っておりますので、ここで再確認をさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、別棟にするメリットということでございますが、新庁舎の配置計画につきましては、設計、プロポーザル、選定において、特定された提案の考え方と新庁舎基本計画に基づきながら基本設計をまとめております。

現在は、実施設計に入り、詳細な建築、構造、設備、運営面などにつきまして、内部検討委員会や議会の新庁舎建設特別委員会などで御審議をいただき、御意見をお聞きしながら進めております。

議会ゾーンにつきましては、住民に開かれた議会を基本方針として、住民の方々にも活用していただけるような開かれた議会ゾーンにしていく考えで、住民目線の近い位置に議場を配置し、別棟2階建ての低層建築としております。

さらには、空調や電気などの設備系統は全て別系統としており、災害も含め、今後想定されるさまざまな活用や社会の変化に対応していきたいというふうに考えております。

それから次に、コストの関係でございますが、コストにつきましては、複合的にさまざまな要素が関係するために、即時的なこの場での回答は困難であります。議会棟につきましては、低層2階建ての建築により、くい等の特殊基礎を使わずに地盤改良による直接基礎が可能となり、躯体コストの低減を図っております。

さらには、シンボリック要素や華美な要素を極力少なくし、基本的に質素でシンプルな直線的な施設構成としてコストの低減に努めております。

また、ランニングコスト面につきましても、エネルギーのベストミックスなど設備面でもコスト低減の検討を行いながら実施設計を進めております。

それから、住民の方が望まれていないということなんですが、これまで住民の方々に親しまれる新庁舎とするために、新庁舎基本計画を策定し、プロポーザル等を経て行っております。基本設計につきましても、技術提案書の考え方を基本としながら、住民代表で構成する新庁舎検討委員会や住民説明会、パブリックコメントなどを開催し、できる限り住民の方々の意見を聞いてまいりました。

その過程からも、御質問の別棟建築を誰も望まれていないとは私どもは感じておりません。あくまで、議会ゾーンを別棟として切り離していくのではなく、3つのゾーンで構成されている複合施設、その各ゾーン間にできる空間の間によって、外部空間にさまざまなかわい性のある安らぎや親しみの持てる、そういうものを考えて計画しております。

今後も新庁舎設計コンセプトの「人がつど、まちをめぐる、太子がつながる」、そういうものを基本としまして、親しまれるように努力していきたいと思っております。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 雨水幹線工事の進捗状況についてでございます。

これは、新庁舎南側の町道鵜旧国道線につきましては、現在庁舎及び周辺道路の実施設計の最終調整を行っており、平成26年3月末完成予定で計画を進めております。

この道路は、歩車道を分離し、歩行者の安全性の確保を高めるため、新庁舎建設事業にあわせて現道を北へ拡張し、幅員3メートルの歩道を整備するものでございます。

それに伴いまして、現在3.2号の雨水幹線として埋設しておりますボックスカルバートが道路計画高及び庁舎外構工事の計画に対し、若干支障となりますので、道路工事時に支障となる雨水ボックスの機能回復を図るため、排水施設の工事を行います。

また、この工事は当該エリアの雨水排水計画を見直すものではございません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほどこの別棟について香田部長よりお話があったんですけども、これ行政、住民、議会が一緒につながるイメージでの1階建ての住民目線での今後の行政をやっていく上においてのこういう建て方という形でお話をされておるんですけども、お話の中ではうまくやれるような形での回答があったんですけども、ただパブリックコメントなんかで出ておりますのは、議場とは直接関係ないんですけども、龍田で今道路が、お年寄りが新庁舎へ来るのに利便性とか、太田もそうですけども、龍田の地区で道路がこれ179号へつながる道がございますよね。議場に対して必要な費用は、当然それは必要ならば使うという形はいたし方ないにしても、そういうほうの内容の課題の件が本当に進められておるのかどうかということも含めてこういう質問をされるんです。

そういう意味で、これ直接的に私はきょうは聞いてないんですけども、そこら辺の関連は、特に太田はこれバスの件もありましたんですけども、それは香田部長から以前にもお

聞きしたんですけども、北ノ町の道路の件、これはもう関連自治会もやかましく本当にどうなっておるんだという形を言われとんです。それで、議員は何してるんだという形も含めて申されておるんで、あえてちょっとそこら辺をお聞かせ願いたいんです。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本件一般質問とは違うんですけども、せっかく言われたんで答弁したいと思うんですが……。

○議長（橋本恭子） ちょっと済みません。暫時休憩します。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午前11時26分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（香田大然） せっかくですから御答弁申し上げます。

○議長（橋本恭子） いや、通告してもらって……。

○総務部長（香田大然） じゃあ、議長に従います。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午前11時27分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 これ、全然関係ないことではないんですけども、部長がお答えしたるいう形で今おっしゃっておったのは残念ながら通告に云々ということで、全然関係ないことではないと私思うてあえてお聞きしたんですけど、これは議長に従います。

○議長（橋本恭子） はい、お願いします。

○吉田日出夫議員 そうすると、2番目の実施設計の庁舎南側の雨水幹線の工事予定は計画どおりに進んでおるかということに対して、一応26年度の3月までにということで今お聞きしましたので、これは予定どおりに進んでいるという形の認識でこれは捉えさせて

いただきます。

1 番は以上ですが、次、2 番の農業関連のほうへ行きます。

これは、農業、全国の新聞にも太子町として大々的に載せておられたんですけども、太子町地域農業再生協議会についてということでお聞きしたいんですけど。これは、次に2 番目にうたってる農地バンクも含めて、これ関係ある内容なんですけども、具体的に太子町地域農業再生協議会というのはどういう形で動きを捉えておるのか、活動内容をお聞かせ願いたいんです。

それと、2 番目の農地バンク制度については、これはどのような運用システムなのか。それと、今後このシステムを利用してどのような計画、施策等を含めてお考えになっておられるのかお聞きしたいんです。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 太子町地域農業再生協議会につきましては、国からの指導によりまして、平成24年2月に太子町水田農業推進協議会、太子町地域担い手育成総合支援協議会及び太子町遊休農地対策協議会の三団体を整理、統合して設立されたものでございます。

事業内容としましては、農家の所得を保障するための農業経営所得安定対策制度の実施、また集落営農の組織化、または法人化、農業の担い手の育成、確保、または担い手など農業意欲のある方への農地の集積、高齢化などに起因して増加傾向にあります耕作放棄地の解消等農地の有効活用に関する取り組みを一体的に推進していく組織でございます。

本協議会につきましては、農区長を中心として農業委員会、営農組合、認定農業者等で構成され、それぞれの役割を担いながら地域農業の発展に尽力するよう努めております。

続きまして、農地バンク制度でございます。

全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足、相続による在外地主の増加等により、耕作放棄地や保全管理田、調整水田が近年急増

しております。太子町におきましても、水田面積約433ヘクタールの約25%以上に当たる121ヘクタールが保全管理田、調整水田となっており、農地の活用が十分に行われず、耕作放棄地の発生により、地域環境に悪影響を与えております。

また、これまでの農地の貸し借りは農業委員会や農区長らが地元の農家に声をかけるのが中心で、自治会域を超える仲介が困難な状況の中、農地の有効利用に向けた広域的な利用調整や面的集積が課題でございました。

一方、農地法の一部改正によりまして、農地の貸し借りについての制限が緩和され、全く農業の経験がない方や一般の法人でも農地を借りることが可能となりました。

そうした中、農地バンク制度により、農地の所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、借りたい方へ紹介をして利用していただく制度でございます。

登録につきましては、産業経済課に事務局を置きます太子町地域農業再生協議会で受け付け、同会が仲介をいたします。

続きまして、今後の制度の活用の計画でございますけれども、本制度の導入によりまして、町全体の空き農地の所在や賃借料が一覧で確認できます。また、希望に合う農地が探しやすくなったと考えております。また、農地の面的集積が可能となり、一覧で確認することで担い手への働きかけが容易になります。

今後、本制度の周知を推進、活用し、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 ありがとうございます。

今聞きましたら、太子町もこの3団体でいろんなことで農家の所得の倍増とか担い手の運用という形でおっしゃっておるんですけど、我々もボランティアの方々にそういう遊休田の活用という形で実際に協力されておる

方があるんですけども、そういうお話のところではいろんな形を話をするんですけども、いろいろこういう情報というのは、今は町のほうはどのようなあれで、このまま再生協議会、ここら辺で話し合われた内容の主なこととか大事なこととか、そういうのがどういう方法で町民に伝達がいつてんのか、そういう方たちが何か考えられて行動されておるのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然農業に関しましても、皆さんに御紹介することで耕作放棄地が少なくなるようなことにつきましては、広報等を通じてお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、この2番の農地バンクの制度についてですけども、今後どのようにこれを活用されるかという形で、いろんな方がいろんな遊休田を有効に活用される形は本当に結構なことと思うんですけども、ただ今太子町として、これ農業委員会とかいろんな組織があるんですけども、現実営農、ここら辺も具体的に進められておるところもあると聞いておるんですけど、ただ1点思いますのには、よそなんかを見ましたら営農をやるんでも圃場整備とかいろんな形というのがされた上での推進がされておるように思うんですけども、今国がそういう意味でも予算のいろんな形の動きがとりやすいという形もあるんじゃないかと私は思うんですけども、そういう点、今後の営農に関してとか、次どういう計画を持たれておるのか、そういう補助金をどのように捻出するのか、太子町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） おっしゃっているとおり、圃場整備とかというのは非常に重要やとは思いますが、これを行うには地元の同意が必ず必要になります。いろんなところで圃場整備をしてはどうかとい

うことで町のほうからは働きかけていろいろと協議をしていただいとんですけども、なかなか地区の中でまとまらないというのが現状でございまして、町としてはできるだけ圃場整備を進めてそういう農業政策について前へ進めていきたいというふうには考えておるんですけども、やはり今現在農業をされてる方の考え方がいろいろな方がございますので、なかなか一朝一夕に圃場整備をしようということにはならない状況なので、その辺については町のほうとしても努力して調整に入ったりしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それから、この営農のほうですけども、今はまあ太子町では2地区が先進にそういう形をやられているように聞いておるんですけど、第3、第4の候補があるのか。

それともう一つ、太子町の中で、営農なりとかこの休耕田を有効活用するのに太子町としてはどういうもんを本当につくったらいのか、作づけしたらいのか、そういうところの研究というんか、そういう調査ということの内容がなされておるのかどうか、この2点お聞かせいただきたい。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、第3のそういう計画はあるのかということですけども、具体的な計画は今のところございません。

続きまして、その農作物のことですけども、普及所等々、またJA等と協議しながら、農業の担い手の育成であるとか、またそういう農業に意欲のある方を集積して、また一団の土地として活用するとかということを町のほうとしても考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出男議員。

○吉田日出夫議員 ただ、私らの知ってるそのグループの中で、我々が知る範囲で話しま

すと、今休耕田を貸してもらってやりたいことを1カ所でも話をしましたら、管理をしていただけるんだっただらということ、次々に休耕田を使ってもらえないかというような話が来るんです。

けども、なかなかそれを管理するということは、じゃあ何をつくったらいいかということを含めて大変な形なんですけども。

ただ、私が今、私も今まで農業に小さいときは携わっておりましたけども、最近そういう関係でいろいろと確認をしましたら、やっぱり後の担い手、これがやっぱり地元におられないという形で大変お年寄りばかりで苦慮されとう人があるんで。とにかく1カ所借りたら隣近所も活用してくれないかという話がたくさんあって、本当に困るぐらいの形が出ておるなということを感じております。

そういう意味合いから言うて、本当に何をつくったらいいのか、次の担い手に対してどういうことをこれ協力、そういう考えを協力してあげたらいいんかというところをもっと太子町としても農業委員会とかこの団体を通じて検討の上、やっぱり相談に乗ってあげてもらえたらということをお思いますので、そこは要望としてお話しさせてもらっておきます。

以上です。ありがとうございました。

**○議長（橋本恭子）** 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

皆さん、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時38分）

（再開 午前11時39分）

**○議長（橋本恭子）** それでは、再開いたします。

次、服部千秋議員。

**○服部千秋議員** それでは、一般質問させていただきます。

1、職員に社会常識を学ばせる社会体験の必要性についてお伺いします。

民間的視点に欠ける職員など、公務員に社会的存在としての自覚を高めてもらいたいと思う面があります。横浜市などの取り組みが

クローズアップされていますが、今後ますます住民の立場に立って仕事をするということ、職員には常に考えて行動してもらわなければなりません。全国では自衛隊に研修に行かせる自治体も登場していることであります。

(1)職員が社会を知る研修の実態は、本町においてあるか。

(2)本町職員も何らかの形で社会的体験を研修させる必要があると考えるか。

(3)必要があると考えるのならば、その具体的な取り組み方について。

以上、お尋ねします。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** まず、1点目でございますが、現在の職員研修で民間企業への派遣研修は行っておりません。兵庫県自治研修所、播磨自治研修所等への派遣研修を行っておりますが、その研修の中で民間企業の例を紹介されたり、民間企業から招聘した講師による研修も行われております。

それから2点目でございますが、社会体験研修の必要性は否定するものではありません。現在、派遣研修により各研修所で実施されている研修では、接遇に関する研修や論理的思考の研修と実務的な研修以外でも多くの研修が実施されており、それらの研修に職員を派遣させ、資質向上をさせることに重点を置いております。

3点目でございます。

先ほど申しましたとおり、研修所等への派遣研修等に重点を置いているため、具体的な取り組み過程等の計画を立てているわけではございません。費用、期間、派遣施設、人員等検討課題も数々あると認識をいたしております。機会を見て勉強したいというふうにご考えております。

**○議長（橋本恭子）** 服部千秋議員。

**○服部千秋議員** 今最後に言われたとおり、実施するにはいろんなことをクリアせねばいけませんので、その間かわりの職員をどうするか等いろいろありますので、いろいろ御検討をいただきたいと思います。

(2)のところで接遇研修等を行ったところで受けているということですが、ここでこの接遇研修等を総務部長が今お答えにもなり、こういう事柄をつかさどる長という立場で総務部長にぜひお考えを聞きたいんですが、この接遇、人に対する態度、そういったものを総務部は人に指導する立場でありますので、今後例えばわかりやすいところと言えば挨拶をすとかといった、そういった少しでもできることから対応について職員がよりよくなるよう担当部長としてもみずから率先してやっていただきたいと思いますけれども、その辺部長いかがですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 全く議員御指摘のとおりだと思います。

職員に対して私ども指導する立場、総務部、総務課でございますので、今おっしゃったことを肝に銘じておきたいと、このように思っております。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、総務部長のほうから率先してよろしくやっていただくようお願いをしておきます。

では、2点目に行かせていただきます。

先に行った体罰調査の結果と教員や保護者、生徒への学校の対応はについてお尋ねをいたします。

(1)先に行った教員による体罰調査の結果はどうであったか、本町に体罰は見られたか。

(2)体罰と思われる事例に対して、教員にどのように指導を行ったか。

(3)体罰調査に関して、管理職しか見ない、管理職が対応すると過去本席で教育長のほうから答えられていたわけですが、体罰調査に関して、教頭が保護者に連絡する前に保護者が以前から知っている別の教員からアンケート内容について連絡があったということを保護者から聞いております。

管理職しか見ないと言っていたものが保護者が以前から知っているほかの教員からなぜ

連絡があったのか、事実関係について回答を求めます。

保護者が安心して答えられるようにすることも含めてアンケートをとったのではないかと思います、いかがでしょうか。

(4)生徒にびんたをしたり、「ごみだ」と言っている教員がいるというのは事実か、事実でないか。

(5)このようなことを質問すると、特に管理職からは「教員を守る方向の動きをしてもらわない」という声が聞こえてきそうであります。実際、そのようなことを私に言った管理職もいます。

「〇〇先生のおかげで〇〇大会に出ることができた。」「〇〇先生がいるから学校が抑えられている。」という発言がなされます。全くもって視点がずれていると思います。体罰を行ったのであれば、そのことについて生徒や保護者の気持ちを理解してもらって指導をしてもらいたいと言おうとこちらはしているわけですが、教育界はすぐに自分たちを守ろうとする姿勢を最初に示す場合も多い。話している次元が違うと感じます。

今、個々の教員をここで議論することが本旨ではありません。保護者から声が上がった場合に管理職が該当教員と十分話をしてもらいたいと思いますし、教員も十分育てていただきたい。

また、教員と話をしたことが前向きに保護者にフィードバックされるよう管理職は保護者に配慮して対応してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

体罰調査の結果と教員や保護者、生徒への学校の対応ということでございます。

部活動中の体罰問題が大きく報道されるなど、教職員による児童・生徒への体罰については大きな問題となっており、文部科学省及び兵庫県教育委員会から平成24年度中に発生した体罰について調査依頼がありました。

町内各小・中学校でも調査を実施し、平成

25年2月25日までに調査用紙を担任を通じて回収し、管理職が開封いたしました。調査の結果、体罰の事実が認められたと町教委が報告を受け、県教委に報告した件数は同一教諭による児童への体罰が2件でございました。

その教諭にどのように指導したかということですが、平素より体罰防止の徹底を図っていたにもかかわらず、今回起きてしまったことに対し、校長から報告を受け、直ちに本人を呼び、再発防止と指導力の向上に努める指導を行いました。本人に反省の様子もうかがえ、今後の言動等を注視しているところです。

また、校長会において、体罰の防止について指導を徹底するよう指示いたしました。法令や新聞記事をもとに指導することも一つの方法であることや具体的な事例を通じて指導することが有効であることなどを指導したところでございます。

(3)についてでございますが、調査用紙の回収に当たっては管理職が開封することとなっており、管理職だけが結果を確認していると認識しております。そのときは、御指摘のような事案があったという報告は受けておりません。

ただ、管理職が内容を精査し、事実関係を確認していく中で、記述内容が曖昧なものや該当教員から事実確認が必要なものがあれば教師や保護者に再確認を行うことは必要であり、管理職で対応するとは調査の結果を真摯に受けとめ、事実関係を明らかにしてその結果に基づいて誠実に対応することであると理解しております。

(4)の生徒にびんたをしたりごみだと言われる教諭がいるかどうかという、事実かどうかということですが、このときの調査では御指摘のような体罰があったという報告は受けておりません。

したがって、議員のおっしゃるような事実は把握しておりません。

(5)の件でございますが、ちょっと長いので答弁だけさせていただきます。

学校教育は、教師と保護者との信頼関係の上で行われるべきものであると理解しております。児童・生徒や保護者の願いを受けとめ、児童・生徒の健全育成のために学校としてどのように取り組んでいくかが重要であると考えます。

学校は、児童・生徒の望ましい成長が第一であり、そのために教師と保護者はともに協力していくことが大切で、管理職は望ましい教育が行われるために教師と保護者、どちらかに偏ったような見方をするのではなく、事実に応じて対処することが重要であると考えます。管理職は、教師の側に問題があれば指導を行い、保護者に問題があれば是正していただくよう話し合いを持つなどの対応が求められます。学校、特に管理職は、保護者の意見を常に真摯に受けとめ、ともに学校づくりに努めるという意味からも保護者や地域の声に耳を傾け、教師の指導力を向上させる取り組みを引き続き行っていくことが大切であると考えます。

また、このたびの体罰に関する調査を機に、体罰や威圧的な言動に頼る指導があつてはならないとの認識のもと、全ての教職員が子供に対する愛情と責任感を持って心の通い合う対応に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 幾つかお尋ねをいたします。

まず、管理職が開封して見るようにしていたと、こう言われてるんですが、私が保護者から聞いているのでは、返す封筒も紙よりも大きかったし、封をするかどうかはわからなかったのも、封もせずにはみ出した形で返したというふうに言われています。

それで、担任に見られないように管理職がきちっと把握したいので、そういうふうな封をしていただきたいと、そういうようなことが十分徹底されていたのかどうか。私にははっきりわからないというか、疑問であり

ます。その点について、きちっとされていたのかどうかという点がまず1点であります。

それから、2点目、児童に対して体罰を行った教諭に対して指導を行ったということですが、私が聞いている情報は、児童じゃなく生徒に対して、つまり児童というのは小学生ですから、生徒は中学生ですから、中学生に対して体罰を行ったということを中学生の親から聞いております。

この件について、太子西中において保護者から聞いている日にちでは6月18日に顔に、その言葉で言えば青たん、私は青たんという言葉は余り使わないんであれですが、あざですかって聞きましたところ、そうであるとおっしゃってましたが、青たんという言葉が使われてましたが、青たんがついて、その教諭からは謝りがあったと、そういった事柄が24年度中にもあったと聞いておるんですが、そういったことは今教育長のお話を聞くと、どうも上がっていないのかな、どうなのかなというのを思います。

つまり、もし上がっていないのであれば、上がるように現場に対して教育委員会はしていただきたいというふうに思うのが第2点目です。今の趣旨は、生徒にはありませんでしたかということ聞いております。それから、6月18日のころのことは上がっておりませんかということ聞いております。

それから、管理職が開封するという件なんですけども、管理職が開封してと、いろんなやりとりの中でほかの先生も見ることがあったかもしれない趣旨のことを今教育長おっしゃったんですが、当時の管理職、私が保護者から聞いておりますのではもうかわっておられますし、それから電話をされた方もほかの学校にかわっておられます。

そういった事柄について、教育委員会は現場に対して十分御確認をされたか。若干の事柄に、若干といいますか、ある程度のことについては管理課長に私もお話をしましたけれども、ちょっと心配なのが、正しく情報が上がっているのかなと、あるいは正しく情報を

つかまれているのかなという点が不安でありますので、西中について当時のことを御確認されているかどうかをお尋ねをいたします。

それから、授業の中で、例えばこれも保護者がおっしゃった言葉そのとおりをお話をさせていただきますと、「あほがおるからもう一回言うぞ」、「あほがおるけど先進むぞ」、「あほのためにもう一回言うぞ」と、そういった言い方を教室の中でされているということなんですが、こういった事柄については把握されているのか把握されていないのか。

それから、前後して申しわけございませんが、そのアンケートのときに教頭の前に電話された方が、保護者が、「うちだけですか、そのアンケートに答えたのは」とお聞きになると、その電話された教諭は「そうです」と、「アンケート書かれたでしょ、どういうことだったんですが、そんなこと書いたら訪問とか聞き取りがありますよ」という説明があったということなんですけど、そういったやりとりについては把握されていますか、いかがですか。

○議長（橋本恭子） ちょっと待ってください。

皆さん、ここ答弁もらって、服部議員、もっとありますか。あれば、昼から。

○服部千秋議員 そうしたほうがいいんじゃないですか。

○議長（橋本恭子） いいですか。

○服部千秋議員 12時やったらね。

○議長（橋本恭子） 一応答弁だけ、教育長の答弁もらって休憩にしますか、どうします。

○服部千秋議員 いや、このまま休憩したたらいいいんじゃないですか。

○議長（橋本恭子） いいですか。

○服部千秋議員 困ってでしょう、今の。ちょっとわかりやすく言います。

休憩のほうがいいんじゃないですか。

○議長（橋本恭子） そうですか。

○服部千秋議員 いや、決めてください、議

長が。

○議長（橋本恭子） それでは、今12時になりましたんで、暫時休憩したいと思います。

それで、再開は1時からしたいと思います。よろしく願いいたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後0時59分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

服部議員の答弁から入りたいと思います。

教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

服部議員から4点ばかりの御質問があったんじゃないかなと思います。アンケートについての開封に注意事項は徹底していたのかどうかという件ですが、これは注意事項で開封して出すようにという、また担任からも口頭で児童・生徒に……

（「密封や、密封」の声あり）

ああ、済いません。密封して出すようにというふうに、これは徹底しておりました。

2点目の6月18日の件は、これは学校のほうに上がってきたかどうかというような件ですが、もしアンケートの中にあれば、あるというふうに議員おっしゃってたのであると思いますが、あったならば管理職並びにその該当する教師が対応して、そして原因並びに経緯を把握しながら、その保護者、生徒は納得したもので、私のほうまで上がってきてなかったというふうに理解しております。

授業中についてあは発言というようなことがあったわけですが、不適切な発言がないように、また指導していきたいと思います。

4点目、管理職が対応すると言いながら他の教師がその該当の保護者に連絡をしたのはいかなもんかというようなことなんです、やはり管理職が開封し、そして事実確認上、学年部並びに生徒指導並びに担当、担任というふうにしていく中で、よりよく解決するためにはどのようにしたらいいのかなというようなもとの、管理職の指示のもとで教師

が動いて対応したというふうに感じられるわけでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 細かな部分もありますので、余りここでは細かな部分まで話すことはやめておきたいと思います。

現状として、西中は今どんな状況ですか。少し以前よりもちょっと生徒指導がしばらく状況になっていますか。そのあたりの把握はどのように教育委員会はされていますか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 西中の現状ですが、今まで風紀上好ましくないものがあれば是正して、さらに登校するようにと指導しておりましたんですが、やはり地域等々で迷惑をかけていますので、一応学校のほうで、中の校舎内で指導していくという方向転換をしながら、今抱え込んで、そして学校内の事実、そして学校外での出来事等々を地域との協力を得ながら解決をしていこうというふうに方針を転換しながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 内部におられた方からも、そういった西中今ちょっと荒れとるやろうとか、そういったことも聞くこともございます。なかなか大変だと思いますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

親のほうからいろいろ御意見をいただくわけですので、十分御納得されていないからされる面もあるかと思います。

今後とも十分現場におかれて、親と、また子供たちとコミュニケーションをとっていただいて、よりよい教育現場となるように教育長に一層尽力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次に、平田孝義議員の一般質問を行います。

す。

○平田孝義議員　こんにちは。日本共産党の7番平田です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

地方自治体の行財政運営によって、環境は地方分権改革推進、また最近言われてます道州制導入など、検討中であります。こういった中で、地域の自治体、また市町村間において大変だなということが聞かされております。

そういった中で、太子町も少子・高齢化に伴い、経済的進展が見えない極めて厳しい状況の中で、私たち太子町においても新庁舎建設事業など行政運営において、いろいろな物入りで大変であります。

太子町は、県下3番目に若い町であり、今必要と思われるのは、近い将来を見据え、社会状況の変化をいち早くキャッチし、環境改善と太子町独自の住民サービスの提供など、近隣自治体に負けない、またそういった施策など大切ではないかと思い、このような理由によって4点の質問をさせていただきます。

まず、最初の1点目です。

自然エネルギーの発電について、東日本大震災による福島第一原発事故により、2012年4月から自然エネルギー発電の買い取り制度が始まり、爆発的な普及が進んでおります。

原発がないと電力不足になり、計画停電が必要だと、また火力発電の燃料代が増えるので電気代を上げざるを得ないと政府や電力会社は言っております。しかし、地球温暖化や異常気象、そして頻発する地震により、心配は放射能問題であります。

そこで、多くの他府県の市民、県民がみずからの力で太陽光発電など、地産地消のエネルギーに切りかえる努力に懸命であります。

兵庫県は、他府県と比較すると自然エネルギーへの転換は少し遅れております。それがまた、淡路島全体を自然エネルギーの宝庫として発展させようとする企画が進んでおります。

よって、環境先進自治体のように太子町も

住民が手をつなぎ、地元の中小業者とともに連携しつつ、構想の段階からリードすることが大切ではないかと考えますが、この件についてどのように考えられますか、まずこの件についてお答えをいただきます。お願いいたします。

○議長（橋本恭子）　生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎）　自然エネルギー発電についてお答えをいたします。

福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足が今日本のエネルギーのあり方を改めて見直すきっかけとなっております、原子力発電への依存割合を減らし、代替エネルギーとして太陽光発電、風力発電、水力発電などの自然エネルギーへの転換の促進が求められているところでございます。

これらの再生可能エネルギーを本町で導入することにつきましては、立地条件、気象条件や収益性等さまざまな課題がございます。その中で、唯一太陽光発電につきましては、自然条件や電力の買い取り制度があることなど、導入経費に見合う発電が本町でも期待できるところでございます。

現在、公共施設におきましては、龍田小、斑鳩小において太陽光発電システムを導入しております。新庁舎におきましては、30キロワットの太陽光発電システムの導入を計画しております。

また、町内の民間企業などにおかれましては、株式会社東芝さんが年内完成予定のメガソーラーを計画中でございます。ほかにも、休耕田や造成放棄地などを利用した太陽光発電システムを設置される計画が検討されております。

本町におきましては、環境に優しい地産地消のエネルギーを目指し、今後も自然エネルギーの普及促進に向け、国や県などの動向を注視するとともに、先進事例を参考にし、官民が連携できる効果的な取り組みについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 回答、確かに地域条件が太子町の場合はいろいろと異なり、難しいと、また大変であるということは、私も理解をしております。

そこで、また先ほどこの通告から外れたらということがございましたので、これも自然エネルギーという関連からちょっと、私ちょっと話をさせていただきたいと思います。その都度、またそれに応じて質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

福井県の若狭にあるあの15基の原発、事故が起これば福井県はもちろん、この近畿全域、この兵庫県も大きな被害を受けます。

先ほども言いましたように、いけないのは放射能でございます。10日前にも茨城県の東海村にて科学者28名の方が内部被曝しております。貴重な科学者である方が次から次へと内部被曝をして、そういうことに遭われているということが本当に残念でなりません。

そういった中で、大企業である（株）神戸製鋼がついこの間、2017年までの高炉休止を目指して火力発電事業を年間収益3,000億円から7,000億円を目指すとして発表しております。また、姫路市では、香寺にて3年計画で農地でもオーケーの支柱つき太陽光発電、その試験的なことを農水省の認可を受けて、農作をしながら売電収入を得る新しい農業モデルの道を開き、そして不安定だった農業基盤の強化につながり、これからの太陽光発電が飛躍的に拡大する可能性があると言われております。

このように、他の地域で田畑、農作物をつくりながらそういった自然エネルギーなど対応に対し施策を考え、そしていろいろな実験的、またそういうことをやっておられます。

そういったことで、太子町の場合、太陽光発電、そういったパネルとかそういうことでなければ多分この自然エネルギーは対応できないと思われます。

そういったことで、この農地に関してはどうなんでしょうか。わかっている、どう考え

ているかということだけちょっとお聞きしたいのですが、お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほど答弁の中で、休耕田を利用した太陽光発電システムの設置について少し触れさせていただきましたが、現に今計画中のものが1件ございます。それにつきましては、休耕田の中で、今香寺が取り組んでいるものと若干違う栽培です。やはり、栽培をしながら太陽光発電が可能かどうかという、そういうふうな視点でもって今地権者の方と検討をしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 部長が言われましたように、ぜひこういうことを将来に向けて考えていただけたらありがたいかなと思います。

淡路島の取り組みについて、先ほど言いました潮流発電とかメガソーラー、大規模な太陽光発電など、また洋上での風力発電、そういったものが大型予定地として10カ所、淡路島は考えられているらしいんです。それと、エネルギーと暮らしの自立など、また自然エネルギーへの転換による発展しようとするエネルギーに対する7カ所の重点地区を掲げ、整備中であると聞いております。

そういったところから、2012年度における再生可能エネルギー発電施設の導入状況、経財相の資源エネルギー庁発表の太陽光住宅、非住宅、風力、中小水力、バイオマスなど、またそれに対する地熱、認定を受けた施設容量は2011年度から2013年度末ごろまで2,500万キロワットに到達するらしいんです。日本の原発54基発電力の半分以上となるそうであります。

それと、2013年度4月から原発が動かせないからという理由などで電気料金も値上げされておりますが、それが逆に電力使用量の削減を加速し、結果、原発なしでも電気の余裕が生まれるといった皮肉な結果が出ているということも情報として入手しております。

市民や住民の手で自然エネルギーへの転換

を目指し、各地で自然エネルギー普及を行い、利益は地元還元、市民共同発電所で市民や地域の住民の土地ですね、そういったものをNPO法人や民間会社が設立する再生可能エネルギーの発電施設、自然エネルギーはその地域のものであり、利益は地域に還元するという立場から、市民との協働で自然エネルギーの普及に取り組んできた大阪に事務所を置く市民団体があるそうです、この関西地区で。この情報など、当局も多分これは調査していると思いますが、長い将来を見据え、各公共施設への自然エネルギーの転換を考える必要があると思うわけであります。

そういったことから、こういった情報もとにかく入手し、そして自分たちの町は自分たちで電気をつくると、そしてまた余った電気は売る、ほいで住民に還元する、そういったこともこれから考えていただきたいなあと、私はこの一般質問させていただきました。そういうことでお願いをしておきます。

そこで、次、2番目に移ります。

2番目の子供の医療費、中学3年生までの完全無料化についてであります。

この件については、私としては2度目でございます。どうしても当局には理解を持って実現していただきたい、そういった思いで質問させていただいております。

今、子供を持つ親であるお母さん、お父さんたちは子供の笑顔に励まされながら仕事や子育てに懸命に取り組んでおります。

子育ての不安の中に子供の病気があります。子供は病気にかかりやすく、重症化することも多いので、早期発見、治療が何よりも大切です。お金が心配なく、子供を病院に連れていきたいという願いはますます切実になっており、少子化対策、子育て支援にとって医療費の無料化が大きな力となりますが、この件についてどのようにお考えですか、お答えをいただきます。

**○議長（橋本恭子）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（井手俊郎）** 当町の中学生以下の子供に対する医療費の助成につきまし

ては、兵庫県の制度よりも助成範囲を拡大して実施しているところでございますが、医療費の完全無料化の要望が多いのも承知いたしております。

子供に対する医療費助成の拡充については、現在無料化を実施した場合の効果や町財政への影響について研究を進めているところでございます。

しかしながら、小学校4年生から中学3年生までが対象の兵庫県のこども医療費助成事業は、平成26年度までの時限措置となっていることから、県の助成が平成27年度以降も継続されるのか、現時点では不透明な状況でございます。

もし、県の補助制度がなくなり、町独自で財源を確保せざるを得なくなると、事業継続に当たって財政的に非常に厳しい状況になると考えております。

子育て支援は、安定かつ持続可能な制度でなければならないというふうに考えておまして、限られた財源の中で受益と負担の関係についても配慮しつつ、安定的、効果的な子育て支援を行うという観点から、県の方針や財政の動向を見きわめつつ、医療費無料化の実施については検討してまいります。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 平田孝義議員。

**○平田孝義議員** 部長のほうからそういった回答をいただきました。

この件に関して、確かに県に追随するかという思いもあったのですが、太子町は少し前進をし、少しずつよくなっているということは認めております。

近隣の自治体では、たつの市、相生市、宍粟市、赤穂市、福崎、西播4市1町がこども医療費完全無料化に大きく前進をしている中で、今全国では入院に対しては51.6%、通院では37.5%の自治体が中学卒業まで無料化に対し実現しておるという情報が入っております。

当太子町行革路線は、自助、共助を強調し、国の悪政を強調するものであります。国

民健康保険や健康負担を軽くし、中学卒業まで医療費無料化は子供たちにとって生きる希望の持てる大切なものであると私は思っております。少子化対策にとっても、今後考える問題と思えますが、当局としてどのようにお考えかということをお先ほど聞きました。

この件に対して、もしこれをやるとした場合、私が計算した中では7,000万円ぐらいと思うのですが、金額のほうどのくらいかかるか、そのことだけちょっとお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 太子町は入院については既に中学3年生まで無料化しております。通院については、完全無料化にする場合の新たな地方負担としましては、保護者の自己負担額の合計額約5,000万円が毎年必要となると予測しております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ありがとうございます。僕のほうがちょっと多かったのかな。

そうということで、ここに出席されておられます町長初め職員の皆さんも子供とかお孫さんがいらっしゃいます。そういった中で、私はこの件に関して何度も質問をし、お願いをしていることであります。大幅な増税が見込めない中で、新庁舎建設に対して無理をせず、またいろいろな事情のある、私がいつも反対しておりますあの汚水処理ですか、あれが9,000万円から1億円近いお金が投じられております。この少子化対策、住民福祉等に対して、何らかの施策ということを講じられないものかなあと考えておるわけでございます。

こういった予算の中で、私がいつも予算に対して反対をしておりますのは、このことがいつも私の頭からよぎるわけであって、当局の事情もわからないわけでは本当にございせん。そら確かに財政も厳しい、そういったことはよく理解しております。

そういった中から、どうか来年3月の予算

では子供たちにより判断をお願いをしたいと思っております。そういったことをお願いをいたしまして、次の質問に参らせていただきます。

3点目は、住宅リフォーム制度についてであります。

東日本大震災から1年数カ月たちました。町内では耐震補強などの耐震対策として住民の住宅リフォーム改修への意識は高いものがあります。景気の低迷や雇用不安などから改修を控えているのが現状です。

全国各地で国の交付金を活用するなど住宅リフォーム助成制度の創設が相次いでおりますが、①の住民が安心して住み続けられる住宅を確保し、地域の消費拡大を図る。また、②の地元の業者が施工することで住宅関連産業を中心とした地域循環型経済の活性化に結びつき、持続的な経済対策になる。また、3番目の不足している建設関連の技術者の育成を結びつくとも各地でその効果が確信になっていくわけであります。

この3点に対し、以上の理由から、住宅リフォーム助成制度の速やかな創設を願いたいわけであります。この件について、当局としてどのようにお考えでしょうか、お答えをいただきます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 住宅リフォーム助成に関するものといたしましては、耐震化については簡易耐震診断、耐震改修計画の策定と改修工事費の補助制度、この工事費補助を受けた場合には所得税の特別控除、固定資産税の減免措置等もあります。

また、バリアフリー化につきましても、高齢者、障害者を対象に住宅改造費の助成を行っております。また、その他リフォームにつきましましては、街づくり課のほうにおきまして、リフォーム相談室を設け、技術的な相談であるとか、契約上のトラブルへの相談にひょうご住まいサポートセンター、兵庫県住宅リフォーム推進協議会等と連携した助言を行いまして、現在の住宅に安心して暮らし続け

られるよう支援を行っております。

施工業者につきましても、一定要件を満たす兵庫県に登録のある住宅改修業者のうち、町内業者の情報を提供し、地域内消費の拡大を誘導しております。

これまでのリフォームに係る相談の中で、現行補助制度が有効に機能していると思われませんが、今後の住宅リフォームのニーズを見ながら、先進地事例を参考に支援制度の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 説明を聞いたら、いろいろな施策を考えながら、そういった制度をやっているんだということを聞きました。

国の今回の防災安全対策交付金について、25年度大きな拡大がなされており、内容は防災安全対策の一層の充実のため、交付金の支給対象メニューを拡大したと。それによって、天井などの非構造部材まで含めた住宅、建設物の耐震化、設備ではエレベーターの安全確保、また宅地の液状化対策等などが上げられております。住宅リフォーム制度に対して、これも多分関連性があると思います。

それと、個別事業分野にとらわれない事業計画、事業ニーズに対応した重点的配分、効果促進事業の先進事例のリスト化を通じ、地方自治体の使い勝手を向上さすともあります。

これについても、住宅リフォーム助成に対する関連性があると思いますが、もう少し具体的にその生活空間、安全確保など取り上げられることが必要ではないかと思いますが、この件についてどのようにお考えでしょうか、お答えをいただきます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、安全確保ということにつきましては、耐震化が何よりも必要であるというふうに考えております。

耐震化が必要であるかどうかということ

で、まず最初に簡易耐震診断を行い、自分の家が安全かどうかという確認を行いまして、もしそれが基準以下であれば当然耐震改修を行い、安全にもっていくということが最大の自分を守るべきものであるというふうに考えております。

それにつきましては、先ほども申し上げましたように、耐震診断の補助であるとか、耐震改修の計画、また工事費の補助等、国、県の助成制度がありますので、それを活用いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今の対応では、多分太子町に対して、太子町独自ですね、そう余り経済効果はあらわれないのではないかと私は思うんです。

そういった中で、現在全国自治体の46都道府県ですか、その中で356自治体の実質助成制度というものをきっちりと創設しております。その経済効果は、そういった中で、まあ言うたら数十倍及ぶと言われておるわけで、2013年度兵庫県内では住宅リフォーム助成実施状況を見ますと、明石、加古川市、相生、赤穂、朝来ですか、養父、また篠山、西宮、三木、こういったところが対象的にやられております。

そしてまた、その予算金額もそう大きな金額じゃなくて、町で言うたら300万円から500万円ぐらいの予算を組んでそういった助成制度を行うと。それで、自治体はその工事屋さんに発注する場合、その助成金というのは、例えば100万円の仕事をすれば10%、10万円ですか、そういったような助成の仕方、また20万円以上の工事であればいけないということからこれを始めており、例えば300万円の予算で経済効果が数十倍ですから5,000万円強の経済効果があらわれると。そういった普及効果も望めるわけであります。

ただ、そういう、先ほど部長が言われましたああいう形であれば、町は出すだけで何らそんなに経済効果が出るんじゃないと思うん

です。やっぱり地元の業者を使って地元の中でお金が回る、もうこれが一番大事だと思うんです。

それと、赤穂市とか加西市は現金でなく商品券でやられているということもお聞きしております。ということは、その券が太子町内でお金が回ると、こういうことも考えてやられておりますから、ぜひこういう住宅リフォーム緊急支援として、店舗対象なんかやられとるところもありますから、ぜひだまされたいと思ひまして、そうやっておられるところに一応勉強に行っていたきたい、そのように思うんです。情報得るだけでも役に立つかなと思うんです。それをお願いをいたしまして、次の4点目に参ります。

この4点目も国の施策であって、共通番号、マイナンバー制度についてであります。

この共通番号法案は、私たち国民にとっていわゆるこの太子町民にとっても一人一人に番号をつけ、税や社会保障などの個人情報を一元的に管理する共通番号制度関連法案であります。これが、先月ですか、5月24日、参議院本会議で自民、公明、民主賛成多数で成立したわけであります。

その中で、ちょっと3点お聞きしたいのは、個人のプライバシー情報が容易に照合集積され、プライバシー侵害など常態化され、情報漏えいや成り済まし犯罪の危険性が高いのではないかと、そういったおそれがあるのではということと、2番目の費用対効果、根拠が不明確なまま国民の、我々また町民への負担が押しつけられると。

それと、3番目、社会保障の給付制御と税、保険料徴収に利用する狙いなど、国民、町民などへの負担が続くと、各種団体さんから、また医療、また医師、歯科医師1万4,000人が参加する全国保険医団体連合会などが抗議声明を発表しております。

以上のことから、このナンバー制に対して、太子町としてはどうなのかという見解をお聞きしたいのであります。お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 共通番号制度関連法案が5月24日参議院本会議で可決され、成立したところでございますが、法の施行は公布の日から3年以内とされておりまして、今後順次その詳細が示されてくると考えておりますが、現在案として示されているスケジュールでは、平成27年10月ごろから国民一人一人に住民票コードを返還して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知されることとなっております。

また、平成28年1月からは、希望者には申請により住基カードにかわる個人番号カードが交付される予定となっております。

御質問にありましたプライバシーの侵害や情報漏えいについては、全国保険医団体連合会を初め、日弁連など各種団体から抗議声明が出されておりますが、今後国の責任において、個人情報の保護に配慮したセキュリティー基準や具体的な事務処理要領が示されるものと考えております。

町といたしましては、番号法が法律として成立し、その理念として行政運営の効率化を図ること、また社会保障、税制分野における給付と負担の適正な関係の維持、また重複した情報の提供の求めを避け、国民の負担軽減を図ること、最後に、情報を適正に管理することを旨とし番号を利用することとされており、この理念に基づいて地方公共団体は情報の取り扱いの適性を確保するための措置を講ずるとともに、番号利用に関し国と連携を図りながら自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施することが義務づけられております。

今後、国からの通知等を検討、精査いたしまして、本町で実施可能な施策を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 これも国の施策であって、当町がこれをやるとかやらんかということとはまずこれをどうしようということを私は言

ったわけじゃなくて、ただ心配されるのは、これに対する管理が多分一番大切でないかなと私はこういう心配しております。

そういったことで、どんなことにもメリット、デメリットがございます。そういったことも理解をしております。

でも、この件に対しては、立ち入ってもらいたくないところまで情報がわかる。取り扱いによって犯罪の危険性がある。また、公開された番号を生涯使わなくてはいけないという、こういった時代錯誤と考えております。消費税増税と社会保障改悪を進めるために、多分これは打ち出されたものであると私は思っております。

確かに実行する側は、社会保障の抑制と税、保険料の徴収強化に便利であります。また、利用価値は得られるものと私は思っております。

でも、本当に町民、国民はえらい時代になったなと考えておるわけであります。

そこでもう一点、共通番号制によって、アメリカ、韓国、ここも今あいつた共通番号制でございます。それによって犯罪が横行し、イギリスでは同制度を廃止しておるわけでありまして、韓国でも見直しを迫られておりますが、これがどのようになるかというのも日本では今度27年から施行される、28年からそういった法案がきっちりできる。それまでにアメリカ、韓国、そういったところが廃止して、まだ日本もこれやるんかなと、ちょっとこれおかしい話ではないかなと私は思うことでありまして、それと最後に、共通番号制は住民基本台帳システムに比べて、プライバシー侵害の危険性がもう各段に高いと思われま。それと、国民の個人情報をお上の好き勝手に委ねて本当にいいのかなと。これが残念でたまりません。それと、導入費用だけで3,000億円も要するということも言われております。この3,000億円があれば、困っている人、またそういった福祉に少しでも使えるんじゃないかなと、こういうことも私はきょうこの場において質問させていただいておる

わけであります。

太子町としては、メリットはあるが、個人情報に責任を持てるのは心配であります。町民個人のことを考えられた上で退避するということも本当は大切ではないかなあと考えるわけであります。本当に怖い時代が来たなと、驚き、矛盾を感じております。これにて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次に、福井輝昭議員の一般質問を行います。

○福井輝昭議員 5番福井でございます。

早いもので、今年もうはや6月です。梅雨入りが何かありましたかな。例年よりかなり早かったわけですが、何かこうむしむしした感じもそうではなくて、朝方はさすがにいい感じがいたします。

しかし、きょうも日中は晴れて、本当に真夏日という天気になっております。この模様もまだまだ続くようなんですが、しかしこの時期、例年ですと大雨の被害、そういったものが知らされる時期になりますが、今年そんな報告がないことを念じまして、一般質問に移らせていただきたいと思います。

地方分権化が進む中、各自治体はその権限強化に伴い、行政の執行、政策立案、条例立案等、新たな対応が迫られております。中でも、自治体法務、政策法務と呼ばれる行政における法的対策、対応に係る法律上の事務の重要性が上げられます。また、住民のさまざまな法律関係の相談に迅速かつ的確に対処するためにも、自治体の弁護士等法曹有資格者採用は行政、住民双方にとってメリットがあると思われる。

近年、法曹有資格者を採用する自治体が増えております。これについて問うものであります。よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 法曹有資格者を採用する自治体は増加傾向にありますが、全国的にはまだ少数であります。その効用につい

ても、福井議員が述べられたとおりであり、法律相談、法に関する人材育成、行政紛争処理、訴訟事務、事務指導、例規制定改廃のアドバイス等が職務として期待されているところでもあります。

採用している団体は、比較的人口規模の大きな団体であります。日常的に多くの問題、紛争等が発生していることが想像できます。

したがって、本町の場合、団体規模を考えますと、法曹有資格者を採用することよりも、現在の形態である顧問弁護士による法的助言をいただくというほうが適当であるというふうに考えております。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

後ほどあるデータもありますので、またそれも御披露したいと思いますが、私読売新聞とっておりますので、それに基づいてまた少しお話しさせていただけたらと思いますけども、これは今年5月22日の朝刊なんですけど、特集で増える弁護士職員ということで出ておりますが、その中で「現在弁護士などの法曹有資格者を採用している自治体は現在41自治体で、計59人が採用されている」とあります。

この法曹有資格者についても解説してありますが、中で、弁護士や裁判官、検察官になる資格を持つ司法試験合格者とあり、弁護士になろうとする者は各地の弁護士会に入会し、日弁連、日本弁護士連合会ですね、の名簿に登録する必要があります、自治体の採用者の中には登録済み弁護士のほか、登録前か登録を一時的に抹消した者も含まれるとあります。

改めてお尋ねするんですけども、先ほどもお答えあったんですけども、現在町役場では法務に関する業務は総務部総務課というふうに承知をしておりますが、本当に改めてですが、法曹有資格者がいるとしないとではどうですか。それのところ、ちょっとお聞かせいただきたら。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 特に何も問題はございません。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

それなら本当にいいことなんですけども、ところで、現在はそれでいいんだろうと思います。

この記事中にまだこういったことがあります。大阪府池田市の債権回収センターに勤務する弁護士のことが掲載されております。読まれた方もおられるかなあ。こういうふうに非常に、青年、若者で、金バッジをつけて本当に生き生きとした表情で写真に写っておりますが、その方のことを掲載されておるわけですが、その仕事の内容というのが、固定資産税、住民税の滞納者に早期の納付を促し、多重債務者には債務整理のアドバイスを行うとあります。

このときに私も思ったんですが、一時期多重債務者のことがこれは大きく報道されたことがありました。そのときに思ったんです。そういった人たちの駆け込み寺として行政が対応できないか、夜逃げ同然の方もあったんじゃないんでしょうか。もし、まあ行政として常に相談できる体制であれば、大きな悲劇はひょっとしたら避けられたのではないだろうか、そういうようなことを思ったことがあります。

この記事中にですけども、滞納増加に悩むこの池田市で、この間2人の弁護士、これを採用したわけですけども、この弁護士さん、本来の弁護士業務の合間を縫って1日3時間の勤務で任期は3年、任期つき職員ということで採用されておりますが、週2日の勤務、年間報酬が約60万円、時給換算ですと2,000円程度とあります。

この弁護士は、市の財政に役立っているという手応えがあり、キャリアアップにもつながるんだと。また、市の納税課長も、弁護士名で督促をするとすんなり払ってくれる人が増えた、そういうふうに記事中にあります。

これで、ちょっとその中に聞きなれないと

いうんか、私も初めてこういう言葉を知ったわけなんです、任期つき公務員のことで、もうこれは行政の方、皆さん当然御存じなんですけども、このことが日弁連のホームページでちょっと詳しく載っておりますので少しまとめさせていただいたものがありますんで。

その日弁連の弁護士白書2009年版ですけども、「任期つき公務員は専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度として2000年11月からは中央省庁において、また同様に地方公共団体の一般職員についても2002年7月からそれぞれスタートしている」と。

「弁護士は、原則として報酬のある公職を兼ねることができなかったんですが、先ほどの国家公務員、地方公共団体における任期つき公務員制度が導入され、弁護士法の改正によって弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった」と、このようにあります。

さて、池田市が採用したその弁護士の2人のことですけども、この2人が同じ条件なら年間報酬、2人で120万円で太子町の平成24年度決算では顧問弁護士委託料72万円、また町民法律相談委託料63万円で、平成25年度もそのようにそれぞれ同じ予算が計上されておるところでございますが、年間顧問弁護士委託料及び町民法律相談委託料合計額135万円、一概には論ずることはできませんが、池田市のような形の採用は可能かなと思うんですが、もしこれについてお答えいただけるんやったら何かありませんか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 理屈の上ではあると思いますが、先ほど議員おっしゃったように、顧問弁護士等無料法律相談で十分事足りております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。受けとめさせていただきます。ありがとうございます。

それで、次に地方自治体における弁護士活動の実態として、これまあ、これも申しわけない、先ほど総務部長がおっしゃられたそのデータなんですけども、日弁連が2010年4月に全国の自治体に対して……。

○議長（橋本恭子） 済いません。要点だけ簡潔明快をお願いします。

○福井輝昭議員 わかりました。簡潔に、議長のおっしゃるとおりにさせていただきます。よろしくお願いします。

そのアンケートですけども、全国の地方自治体、これは都道府県市区町村合わせて1,797のうちで回答を得た1,226自治体のものなんです、やはりこのデータ見ますと今総務部長がおっしゃられたように、弁護士などの資格を有する職員の有無についてっていうことで、市区については9自治体、本当に今回回答自治体の1.4%という非常に少ない数字。町村については、本当にゼロでした。2010年のこの4月のアンケートについては。

採用予定についてはじゃあどうなのかっていうことになったら、採用、いないと答えた1,185の自治体に回答を求めているわけですが、採用予定があると答えた自治体は1自治体、市区です、これは。検討中と答えた自治体が21自治体と。町村では、採用予定があると答えた自治体はゼロでした。本当に何もなかったという。検討中と答えた自治体は16自治体であったということで、じゃあなぜそういうふうな要因になってきたのかって、採用支障となる要因があるのかっていうことになれば、大きな要因として給与が高くなる。そして費用対効果が計測しづらいという。総務部長がおっしゃられた事足りてということもそうなんだろうしってということもあります。

そういったことがかなりの高い数字としてあらわれておりますが、ただ私がこの読売新聞の記事の中で読ませていただいた部分につ

きましては、この5月22日に出させてるグラフなんですけども、2004年から人数について出ておりますが、2010年から急に増え出しておるんです。2009年では5人にも満たなかった人数が2010年ではこの棒グラフを見る限り、倍ぐらいに増えており、以後前年対で増えてきております。

記事によりますと、今年度は大阪市や福山市など17自治体が計18人を採用、また三重県など5自治体も今年度のうちに計6人の採用を予定しておりますが……。

○議長（橋本恭子） 済みません。福井議員、本当に簡潔明快に。

○福井輝昭議員 もうこれで私も……。

データは以上のようなことなんですけども、この続きとして、担当業務についてのことも記事中にあるんですけども、こういった内容のものかと言いますと、契約書のチェック、職員向けコンプライアンスの研修、条例策定など、これまではその都度顧問弁護士に依頼しておりましたが、職員のほうが相談しやすく、より早く処理できる利点があるとしております。

また、大阪弁護士会は、今年4月自治体向けの相談窓口として行政連携センターを設けて、自治体からの要請があれば弁護士の講師派遣や職員採用をサポートするとあります。

主に、こうしたバックアップ体制の構築で弁護士は自身の活躍の場が広がるとともに、自治体の法務行政の担い手として政策立案、条例立案と、そして職員の法務に対する意識の向上に大きく寄与するんじゃないか。

また一步、住民にとっても本当に身近な存在としてそのニーズに応えることができるのではないかと、そういうようなことが考えられます。

実際にそこで働いておられる方で、もう一つだけ、ごめんなさい、少しこれもう簡単にまとめさせていただきたいと思いますので、国と市に勤められておられる方の、ちょっと日弁連のホームページに出ておるんですけども、市に勤めておられる方で1日の様子とし

て、8時半始業で5時15分終業の中でじゃあどんな業務をされてるのかといえ、各部室からの法律問題に関する相談の受理や検討、回答、職員研修の受講実施、現場立ち合い、そういったことは業務としてやられておりますので……。

○議長（橋本恭子） 済みません。

○福井輝昭議員 以上でこれはお知らせさせていただいておりますが、こういうふうな、以上なんですけども、地方分権化がこれからより一層進む中ではございますが、各自治体はそれぞれの判断、責任において行政を執行していかなければなりません。

法務行政は今後ますます重要になってまいりますので、行政におかれましては、さらにその充実に努めていただき、円滑な行政がなされることを念じております。

質問になったかどうかわかりませんが、今後の行政にお願いしたいという部分がかなりございます。それ、ひとつお含みいただければなと思ひまして、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

（「暫時休憩」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午後1時59分）

（再開 午後2時00分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中島貞次議員、一般質問をお願いします。

○中島貞次議員 それでは、11番公明党中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日は4点につきまして質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず1点目ですけども、小・中学校の暑さ対策についてという通告のタイトルであります。昨年9月の定例会におきましても同僚の井村議員からも暑さ対策ということで質問があり、その後、その当時気候温暖化といい

ますか、異常気象といいますか、非常に暑いという季節が続きまして、近隣では上郡町とか相生市でそういう扇風機の設置を行っていたという事例を踏まえまして、昨年相生市の双葉小学校を視察してまいりました。

その結果を踏まえまして、井村議員も質問した結果、本年度予算におきまして、扇風機の設置が一部ではありますが、ふるさとの交付金を使つての設置があったということをや予算書で確認いたしました。

そのときの説明によりますと、私どもが期待していたのは全部かなと思ってましたら、一部に限られるという説明を聞きまして、半分うれしい、半分ショックという状況になりました。それを当然ふるさと応援寄附金ですから有効かつ大切に効果的に使用するべきというふうに考えております。その点につきまして、特に留意した点についてお尋ねをします。

その一方で、一部の小・中学校、この園も入っとなですね、一部の小・中学校、園での実施と聞いておりますが、それではやはり全体から見るとやっぱり不公平感があるんじゃないかなと、そういうふうに考えます。その状況につきましては、各学校園はそれぞれその理解は、あっちがやって何でこっちはせえへんのやとか、そういう理解はちゃんと得られてんのかどうか。また、今後の町内の学校園に扇風機設置を当然していくべきだと思いますが、その当局の考えをお尋ねします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

ふるさと応援寄附金の活用事業につきましては、夏場の良好な教育環境の充実を図るため、企画政策課において、当初全ての学校に壁かけ型の扇風機の設置を計画しておりました。

しかし、現実的には近年実施した耐震補強工事に関連して、家庭で使用されているような置き型の扇風機が既に各クラスに配置され

ていると必ずしも全ての学校に必要というわけではなかったことから、各学校が学校運営をする上で、より特色あるものとするのに必要な教育備品を壁かけ型扇風機の整備を含めて、みずから選定し、教育支援事業計画書で企画政策課に申告することで配置する内容を決定したところでございます。これが議員お尋ねの留意した点でございます。

したがいまして、各学校が必要とする備品等をみずから選定し、みずから申告し、実施しておりますので、現時点では各学校の理解は得られているものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今教育次長から答弁いただきまして、それぞれの学校園で認識されて、それぞれが了解されているというか、それで構わないんだということで申請を出されたという結果で、一部のそういう学校園に限られたということをお聞きしました。

そういうことであれば、それぞれの学校園の都合でしょうから、それはそれで仕方がないと思うんですけども、実際に現場、相生の双葉小学校を見た限りでは、天井に4基扇風機がついてありまして、家庭用の置き型にしますと何かのことで壊れたり、こかしたりとかというそういう危険性があったりとか、ふざけて羽根に指を突っ込んだりとか、そういう事故も起きる可能性があるということで、当然天井型、1クラス4基ついてました。安全であると。

コントロールはやっぱり先生が、子供は勝手にさせないと、先生がコントロールを自由にしていくということで、実際に授業中の風景を見ましたけれども、子供は気にしないで一生懸命勉強してました。私たちも三、四人で見学しましたがけれども、気にしないで勉強し、また風が特に教科書とかプリント類等に影響を与えるような、そういう状況ではなかったということを確認して、ああこれは非常にいいことだなと、環境的にも当然空気を循環させますから、室温をある程度下げること

ができるということで、いいものだなと思っていた状況で、本年度予算を聞きまして、ちょっとショックを受けたというのが正直な気持ちです。

でも、当然その事業ですけれど、事業というのはこの扇風機設置の事業ですけれども、現在の進捗はどうなっておりますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

現在街づくり課の建築担当のほうが実施設計をまとめている、まさにその際中でございます。教育委員会としましては、これから暑くなりますので、できるだけ早く工事が発注できるようにしたいと考えております。現在、設計をまとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 6月に入りました。正味7月20日ぐらいですか、ちょっとカレンダー見ていないんですけども、1学期終わります。当然9月入っても若干今度はほとんどの小・中学校が9月が体育祭、運動会があると思いますんで、その辺多分暑くなると思いますんで、早急にやっぱり設置をしていただいて、良好なそういう教育環境というか、そういうのを進めていただきたいなと思いますし、当然あと心配するのは太子町は22.62平方キロの小さい町ですから、あっちの中学校やって何でこっちの中学校せえへんのやとかという、そういうPTA間のつながりといいますか、そういう親同士の連携といいますか、当然そういう話が持ち上がってくるかと思えます。

その辺に対して、ちゃんと明確に説明できるようなそういう措置といいますか、現在設置が進められていない学校に対するそういうPTA対策といいますか、その辺のことをやっぱりきちんとしていただきたと思います。その辺の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員が御心配いただくの、本当に我々もそういうことはあり得るかなという気持ちはございます。

しかしながら、学校が先ほど申しましたように、みずから決定したわけでございますし、そういった点も含めて、みずから決定し、こういう備品を選んだんだということ等も含めて、PTA等からお尋ねがありましたら、きちっと説明をして誤解のないようにしていただくということも大事でございますので、そのように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今次長のほうからいろいろ答弁がありまして、その辺それぞれ学校の事情とかあるということで、暑さ対策、実際に今年の夏、あるいは初秋、秋にいろいろ子供たちが経験した中から、あるいは教師のそういう手応えの中からさらにいろいろ改善とか、いろいろ問題点とか、あるいはまだ設置されていない学校におけるそういう教育環境の違いといいますか、その辺を十分検証していただいて、今後のそういう暑さ対策というのを十分にお願ひしたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

その辺、また何かあるというか、あと事故のないようにだけ万全によろしくお願ひします。

まさか、壁かけですから側面、天井ですか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えします。

当初は壁かけ型の扇風機を想定しておりました。そして、現実には今街づくり課のほうで設計に入っているのは、やはり天井のほうがいいだろうという形で、天井型に変更しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

天井型がスムーズに設置されますように、また事故等のありませんようにだけよろしく願いいたします。

2つ目といたしまして、次に行きます。

緊急医療情報ということで質問をいたします。

今回赤穂市を除く西はりま消防本部が広域で設置をされたわけです。その運用面につきまして、特にひとり暮らし高齢者対策についてお尋ねをいたします。

太子町では、ひとり暮らし高齢者のお宅におきましては、本人の病歴や主治医やそういう親戚関係、連絡先ですね、等を記載したものを冷蔵庫に張って救急隊員が駆けつけたときにわかるように、素早く処置ができるようにはする対策がとられているんですけども、ところがほかの赤穂市を除く西播磨のそれぞれの市町の人にお聞きしますと、それぞればらばらなわけです。あるところでは、太子町方式でなしに冷蔵庫の中にそういう筒状のものがあって、その中に情報が入っているという形式もありますし、また全然そういうふうな対策を施していないという状況もあるとお聞きしております。

別にこの場合、自分ところのよく、例えばたつの消防本部の救急車が太子町に今までどおり来れば、別にさほど問題はないんですけども、広域になった場合に、隣接する町界といますか、町境、市境のところでは本来今まであれば、例えばたつの市が行っていたものが距離的な関係で例えば今までのいわゆる宍粟市の消防本部が来るような格好で今度は広域も可能性がなきにしもあらずかなということで、その辺の、要はそういう緊急の医療情報について、やっぱり統一化を図るべきではないのかなというふうに考えますが、そういう当局の考え方をお尋ねします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 西はりま消防組合管内のひとり暮らしの高齢者の救急要請時における医療等の情報提供につきまして、構成市町3市2町中1町を除き、本町と

同趣旨の情報提供を行っております。

お尋ねの西はりま消防組合管内で統一した方法で行うことについてでございますが、各市町が主体的に消防本部と連絡を取り合い実施していくことが重要であり、それぞれの行政が地域の実情に合った方法で取り組むべきだということを基本的に考えております。

また、西はりま消防組合では、現在のところ管内市町で統一した情報提供の方法について、構成市町に対し要請する予定はないということも聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今部長からお話をいただきまして、そういう緊急医療情報について、お話を聞く限りでは西はりま消防としての確に対応できるかなという気もいたしますので、その辺の運用だけまたよろしく願いいたします。

これは、実際組合議会のほうでも直接関係ありますんで、余り深くは言いませんけれども、その辺またスムーズな運営をどうかよろしく願いいたします。

続きまして、3点目に行かせてもらいます。

今度あすかホールの活性化への取り組みについてということで質問させていただきます。

昨年の2012年6月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行をされました。国民生活の公有財産とも言えるべき文化施設のさらなる活性化を図ることで、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等を目指すものであります。そして、文化、芸術を継承し、創造し、及び発信する場として劇場や音楽ホールを位置づけて、自主公演に積極的に取り組むように明記されております。

あすかホールは、劇場、音楽堂としての機能を有しますが、文化施設でもあり、多目的に利用されております。また、あすかホールにおける文化、芸術活動は、多くの場合貸館公演が中心になっていると思っております

が、その現状をお尋ねいたします。

平成22年度の文化庁主催による劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査が実施されたようではありますが、あすかホールの状況について、特に施設の稼働状況、稼働率、自主公演への取り組み、また教育普及事業への取り組み内容についてお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

まず、1点目のあすかホールの稼働状況でございます。

あすかホールの施設の稼働状況、また稼働率は使用するそれぞれの部屋によって違いはございますが、平成24年度中の開館日数は260日でございます。その中におきまして、利用率の高い部屋は中ホールが200日、稼働率でいいますと76.9%、続いて研修室1が205日、稼働率でいいますと78.8%、研修室2が198日、稼働率76.2%となっております。それらが稼働状況のよい部屋でございます。

2番目、自主公演の取り組みでございます。

自主公演の取り組みにつきましては、基本方針としましては、1つ、芸術文化に親しむ環境づくりとしまして、音楽コンサート、それから公演会、演劇鑑賞をメイン事業として、中庭やロビーでの無料コンサート等も含めて、子供からお年寄りまでの方々に幅広く楽しんでいただける催しを心がけております。

続いて、2点目の自主的な文化活動の推進としましては、文化会館を活用した発表の場を提供する、ライブインあすかの実施、太子高校吹奏楽部の定期演奏会や小学校鑑賞会等を振興協会の育成事業として助成をしております。24年度の事業数は有料のものが10本、無料事業が14本となっております。

続きまして、3点目の教育普及事業につきましては、法第15条で学校教育において実演芸術を鑑賞し、またはこれに参加することが

できるよう、これらの機会の提供、その他の必要な施策を講ずることと規定されております。

そこで、当文化会館としましては、先に述べました振興協会育成事業にもなっております太子高校吹奏楽定期演奏会、小学校の鑑賞会、春休み子供のためのオーケストラコンサートなど鑑賞する場を提供し、学校教育と連携を図ってございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

ちょっとそこでお尋ねするんですが、このあすかホールというのはいわゆる総合型のどういうタイプになるんでしょうか。文化芸術振興モデルに当たるのか、多分それだと思うんですけども、その点だけまず1点お聞きします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員がおっしゃるように、総合型であると思います。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 総合型の2番の文化芸術振興モデルというふうに考えたらいいいんですね。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 失礼しました。

それでよいと思います。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、話の中で、まず稼働率の問題なんですけども、いいほうだと、中ホール、研修室1、2ともかなり高率になってんですけども、大ホールの稼働率について説明がなかったんですが、よろしくお願ひします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 失礼しました。

大ホールは101日、稼働率38.8%でございます。あと関連しまして、4点ほど続けてさせていただきます。ミニシアター118日、稼働率45.4%、会議室179日、稼働率が68.8%、和室1、175日、稼働率67.3%、和室2、

126日、稼働率48.5%、以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

利用状況を今確認させていただきました。

その中で、これを平均して何ぼになるかというの、また計算をせなあかんのんですけども、全体的にそれぞれ多いほうなんですか、少ないほうなんですか、平均に比べますと。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午後2時23分）

（再開 午後2時23分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（神南隆司） 先ほども申しましたように、各部屋によって差はございますので、どれが平均的なものかということはちょっと私とこで判断しかねます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今の数字をほかのいろんなデータから考えますと、大ホールの38.8%というのはちょっと低いかなというふうに考えます。

特に、このときのデータで舞台芸術に関する取り組みというのが特に重点的に調べられてあったのかなと考えてますが、そこでその質問、通告の中にもあったと思うんですけども、自主公演への取り組みの考え方です。自主公演への考え方として、当然地域に根差したものとしてライブインあすかが一つの柱かなと考えますし、あと太子高校とか小学校の鑑賞会とかいろいろあると思うんですけども、いかにしてあすかホールの大ホールで公演を増やすことによって稼働率を上げることができるかどうかというのを数字によって検討されたかどうかということなんですけど。この38.8%ではちょっとあれかなと思うんですけども、その辺反省点を踏まえて、どういうふうに検討を今後していくかというのを考えられたかどうか。それ、ちょっとお尋ねします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えします。

稼働率でいいますと、例えば生命保険会社のたくさんの方が利用されるような、民間の方がたくさん利用されるようなものも大ホールの稼働率の中に入っております。

したがいまして、町が自主的に打って出るような事業というのは、決算委員会等にもつけさせていただいてる資料があると思うんですけども、自主事業としまして、24年度行いましたのは24本行いました。そこで、卑近な例で言いますと、特に教育系で言いますと、太子高校の芸術鑑賞会としましては落語をやっております。そして、斑鳩小の鑑賞会としましてはミュージカル、演劇です。それから、春休みのPACコンサート、PACというのは兵庫芸術文化センター管弦楽団、そちらに来ていただきましてオーケストラをやるというように、やはり大ホールを活用し、そして生の立派な芸術を見ていただいて、そして芸術的な素養を高めていただくとともに、大ホール、あすかホール全体のやっぱりファンになっていただくと、リピーターを増やしていくということも考えております。

したがいまして、現在は自主事業に割と力入れてると思っておりますし、25年度は特に20周年特別企画がございますので、さらに一層大きな事業とか、また動員がたくさんできるように、質の高いものを提供できるように努力してまいります。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 こういう公演での取り組みというのは、各市町によって特色があると思うんですけども、特に西播磨におきましては、そこそこのオーケストラピットがあるよう、ピットといいますか、舞台上で設置できるような場所というのは本当に赤とんぼかあすかホールぐらいです。播磨地域におきましても、姫路市文化センターぐらいかなと。あとは東播でもっと西宮とか芸術文化センターとか県の施設とかあるんですけども、そうい

う意味で太子町のあすかホールの非常に価値のある、希少価値といいますか、大切な施設だろうと思いますんで、その辺、要は集客方法です。地元の町民に限定せずにやっぱり広く周辺から集めようというふうな対策をとらないと、稼働状況にしても入場者数にしてもその辺の運営にしても当然影響が出てくると思いますんで、そういう全体の私の感想を言わせてもらいますと、全体の年間のスケジュールを見たときに、ぽつんぽつんと、ああ有名な演歌俳優さんが来たなど、あるいは映画もちょっとやってるなど、ああこんな公演もしてるなど。ところが、目玉になるといいですか、あすかホールはこの月にはこんなイベントをやってますよというふうなのがないなあと私自身の感覚で思うんです。

例えば、一つの芸術祭といいますか、公民館の学習発表の場としてというのがあると思うんですけれども、それをもっと集約したようなやつとか、例えば11月3日、毎年あすかふるさとまつりあるんですから、それに連動して11月1カ月間を太子町あすか月間かなんか、そういうふうな感じで、何かもうちょっとイベントというのを考えられたらどうか。それが結局もっともって、さっき兵庫県の芸術文化センターのオーケストラですか、来られたということで、もっともってほかから京阪神でも名の通った楽団なりいろんな文化団体を呼ぶそういう努力をもっともってして、太子町のみならず、周辺から、あああすかホールはあんなことやとんやな、あんなものが来るんやなということでどっと来られるようなそういう体制づくりというのをやっぱりつくってもらいたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） おっしゃるとおりで、我々もチケット販売につきましては、もうプレイガイドもお願いしておりますし、また一部は新聞にも掲載しておりますし、また近隣の文化施設には全部パンフレット等を配布しておりますので、それは総合的に協力関

係があるわけですが、そういった面でPRに努めております。

また、議員おっしゃるように、目玉になるようなものをこうだんだんと並べてアピール度を高めてはどうかというような御提案かなと思うんですが、本年度はたまたまですが11月にそういう大きなものが、芸術の秋じゃないですけどもありますので、まさに本年度は議員がおっしゃるようなそういう11月が力強い月になろうかと思いますので、また楽しみにしておいていただきたいと思います。基本的には励ましの言葉と受けとめまして、本当に現場とともに一生懸命頑張らせていただきます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後のあすかホールの発展を期待いたします。

一つの例として、500円コンサート、ワンコインコンサートというのがあるんです。例えば姫路の文化センターでもうすぐあるのかな。佐渡裕というて芸術文化センター管弦楽団の世界的な指揮者ですけども、あの人に来てオペラプロデュースですか、何かするらしいんですけど、それは500円で聞けると。これはもうすごい画期的なこと。よその地域でもワンコインで有名な、どこでしたかな、有名なオーケストラがやってきたりとかというふうにとやって、何せ集客、お客さんを集めるということをやったり地道に努力しているところもありますんで、その辺あといろんな人脈を通じて、まさか太子には来んやろうなあというような人をやっぱりどんな分野にしてもやっぱり来てもらうようなそういう努力も今後ともよろしくお願いします。

次、4点目ですけども、次の質問に移らせていただきます。

揖保川水系の河川整備計画の案の段階なんですけども、これがこの前発表されました。発表というか、提示がありまして、国土交通省姫路河川国道事務所から揖保川水系河川整備計画案の説明会がこの間実施されました。

太子町としては、直接には揖保川の中では林田川が関係があるんですけども、今回の30年計画におきましては、最初に説明会で主に言われたのが流下能力が近年落ちているということで、そういう流下能力の向上を目指すのがまず1点目にあるということでした。

揖保川流域の降水量、雨が結構例年に比べて減少傾向にあるということで、河川の水量が減っているということです。上流から中流域にかけて河道整備や浚渫、あるいは堰を可動堰にしたりなど、井堰改修に取り組むとの説明がありました。

ただ、そこで心配するのはそういうゲリラ豪雨などの際におけます洪水対策や急激な水面上昇が懸念されると考えます。例えば、去年でしたか林田川がかなり増水いたしまして、仕事の帰りに真砂橋を通りますと、水面が真砂橋の、岩見構から揖保へ渡る真砂橋ですけれども、すれすれまで来ていて、もうちょっとしたら危ないなというようなところを見ましたし、そういう意味で、そういう面がやっぱり心配されます。

また一方で、環境面では清流ルネッサンス21事業によります大幅な水質改善によりまして、河川環境を変えていこうと改善が見られるわけです。

今後町といたしまして、今回の計画へ取り組む姿勢をお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 太子町の西側を流れる林田川には荒河、阿曾井堰などの農業用の施設のある重要な河川でございます。

過去に大きな災害に見舞われたことはございませんが、下流部において土砂の堆積が見られることから、今回近畿地方整備局のほうから河川の掘削の計画が示されております。

今後、河川の流下能力の把握に努めるとともに、状況に応じまして、河川管理者であります近畿地方整備局と協議を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 河川の掘削というのは、浚渫、河道整備ということで、掘るということです。何せ当日の説明会では、もうちょっと掘って多少の流量が何かのときに増えたとしても安全にはすると。そのときにどっちからするんですかということでお聞きしますと、下流側からしていくんやと。上流を先進めてまうと上流の水が大き過ぎたら下流がたちまち増えてしまうということで、そういうこともお聞きしたんですけども、それはもう主に揖保川本流の話で、余り林田川とは直接関係がなかったんですけども、特に今回の整備計画に関しまして、太子町としてはこうやってほしいというふうな意見というか、そういうのがたしか5月末やったと思いますけれども、それが期限になってたと思いますが、その辺について何か要望等はなかったわけでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 町のほうを経由しまして国土交通省のほうに意見として上がっておりますのは、林田川の左岸の堤防に車の車両の通行が非常に多いのもう少し整備をしてほしいというような要望を1点聞いております。

また、先ほどの河川の掘削でございますけれども、船代、宮本地区のところの林田川、たつの寄りのほうですけれども、滞積した土砂を掘削して流下能力を上げるというような工事でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 説明会でも林田川の宮本側の反対側、宮本ではなしにその反対、対岸の掘削の説明がありましたけれども、あと私がちょっと懸念するのは、一応掘削工事は行ったとしても、掘削というか河道整備やね、浚渫はしたとしても30年という長いスパンですから、30年間に最初は河道がある程度深くなったとしても、30年間という長いスパンでいきますと、上流や中流からどんどん土砂や石等が流されてきて、またどっかで堆積して、

また川底が浅くなっちゃうと、そういう心配をしたんですけれど、国や県のすることですから、30年がちょうどいいのんか、その辺がちょっと理解できなかったんですけども、その辺の心配というのは特にはないわけですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 一応国土交通省が所管しておりますのは揖保川でございます。そこから林田川の合流地点から6.6キロまでは国交省が所管をしております。

その中で、議員も言われましたように、去年の夏でしたか、雨の影響で増水しまして、揖保川もかなり水量が増えて、もうあふれるような状態でありましたけれども、林田川のほうはまだもう少し大丈夫のような状態やったのを記憶しております。

ですから、本流である揖保川があふれそうになっても、まだ林田川のほうは支流でありますので、若干水かさが少なかったのかなというふうに思いますので、当然30年の間にいろんなこと起こりますので、太子町に対して影響があるようなことがあれば、当然そのたびそのたびに国交省のほうへ申し入れしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 あと、質問の中にある環境面のことですけれども、環境面に対しては町としてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 環境面につきましては、平成6年に皮革処理の排水が全て流域下水に流れるようになってから大幅に改善されて、たしか昔扇千景国土交通大臣が非常によい川になったというベストスリーに入ったということで表彰をいただいたような記憶があります。

ですから、今も前処理といいますか、皮革の水は全部河川には流れておりませんので、そういった面では大丈夫かなというふうに考

えますけれども、時々油が浮くとかそういったことがある場合には、国土交通省姫路河川事務所のほうに言いますと、至急に対処していただいておりますので、また何かありましたら連絡をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

水質の面ではそういうふうによくなっているということをお聞きしました。

あと、町民の方にぜひとも、太子町の人がやっとうかどかは別といたしまして、ごみの不法投棄とか空き缶やそういうの、ごみを平気で堤防に捨ててしまったりとか、必ずしも町民とは限らんのですけども、当然通行する人はたつの市さんとか姫路市さんとか堤防沿いなんかいらっしゃいますし、堤防の下で遊ぶのも別に太子町民さんとは限らんのですけども、要はきれいな環境の川といえますか、その辺のことも環境面におきましてもやっぱり大事だと思いますので、周知をよろしく願いたいと思いますが、その辺の考え方についてよろしく願います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 7月第1土曜日やったか日曜日やったか、ちょっと曜日はっきり覚えてませんが、河川清掃を大津茂川、林田川、その辺一帯をその周りの自治会の方をお願いして町が排出したごみを処理しておりますので、そういったところで十分に啓発はできているというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今後やっぱり川というのは昔から人間にとって大切な生を育んできたそういうところがあります。今は余り川の中で遊んだりとかということはしませんけれども、子供のときから川というのは非常に身近な環境資源であったわけですから、そういう今後ともやっぱり

河川の環境を守ると、水質も当然守っていくわけですが、そういう意味で十分な対応をよろしくお願いいたします。

そしてまた、川といっても一度暴れますと自然の災害によりまして洪水を引き起こすという可能性もなきにしもあらずですんで、その辺住民の安全・安心を守るためにも、また今後とも対応を怠りなくよろしくお願いいたします。私の一般質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。

**○議長（橋本恭子）** 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次に、井川芳昭議員の一般質問に入ります。

**○井川芳昭議員** 9番井川芳昭、通告に従いまして一般質問いたします。

なぜかしら最後になってしまいましたが、できるだけ3時までには終わらせたいと思っておりますので、どうかだらけないようによろしくお願いいたします。

先ほど来からもいろいろ各議員のほうからたくさんの質問があって、これらのことに対しても行政、町長サイドにおきましては、政策に結びつけてされるんかと思いますが、私どものいうことは余りどうもおぼつかないようで、なかなか言ったことは実現できてない、これ言う意味あるのかなというふうにも思ったりしますけども、先日も揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会ありまして、あと懇談会ということで私ども欠席という形で、同僚議員も欠席という形でいたしましたら、ちょっとたつの議会のほうから太子の顔が見えてないというようなことで携帯のほうに電話がありまして、いろいろと用事もあったんですが、ちょっと差しおいて待っていただいて出席ということで事なきを得て、大変たつの議会のほうからも感謝いただいて、行って大変よかったのかなということも私ども野党の立場でありますけども、町長にも少し喜んでいただけたのかなというふうに思っておりますので、今後政策についても、私ども野党のことについても御配慮いただきたいと思います。

おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本題に入ってまいります。

太子町内の道路及び交通環境の安全管理と安全対策についてです。

全国的にも歩行者と自転車と自動車等の交通事故が増加してきている状況の中、こういった事故を軽減するために全国の自治体では道路上に構造物やさまざまな手法を使って運転者等に注意喚起を促して交通事故を未然に防止していこうとする動きが活発になってきている現状があります。

そこで1番目、太子町における国道、県道、町道の道路幅員の外側の白線またはセンターラインの白線が消えてしまっているところが多くあり、夜間または雨天時に道路幅等が見えにくく、歩行者との交通事故につながる危険性があるため、早急に白線の引き直しをする必要があると思うが、本町での現状の把握と今後の対応は。

2番目、他の自治体では道路上に車道と路側帯をはっきりと色分けし、歩行者や自転車との走行区分を明確化し、危険と思われる交差点または交差点付近でも道路面に注意喚起の塗装をし、事故防止の努力をされているが、本町の今後の対応は。

3番目、現在太子町内の道路において、交差点を含め、特に交通環境の悪いと思われる箇所は何カ所あり、またその対策はとられているか。

4番目、太子町は安心・安全な町として交通安全、交通事故の減少を図るためにどんなところに重点を置いて交通環境の整備を行ってきたのか。また、今後の考え方をお聞きいたします。

**○議長（橋本恭子）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（堂本正広）** まず1点目でございます。

各道路の車道中央線で追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止につきます規制線につきましては、交通管理者でありますたつの警察がパトロールにより適宜補修をしていた

だいております。

そして、それ以外の車道中央線及び車道外側線につきましては、各道路管理者によるパトロールにより適宜補修をさせていただいております。

本町におきまして、今後順次状況に応じて補修をしてまいりたいというふうに考えております。

2点目でございます。

本町におきまして、昨年度斑鳩小学校西側と竹広の長金陸橋上に通学路の安全対策としまして、緑色のカラーの区画線を設置しております。設置後の効果検証をたつの警察で車両速度測定により行っていた結果、スピードの抑制効果や、また子供たちの歩行エリアの明確化によるマナーの向上など、一定の効果があったと感じております。

今後につきましても、通学路緊急総点検結果をもとに、カラー区画線を含め、効果的な交通安全対策を講じていきたいというふうに考えております。

3番の問題でございます。

幹線道路の3カ所の交差点、老原の交差点、立岡の交差点、矢田部の交差点におきまして、右折車線が未設置の状況で、時間帯によれば渋滞が発生している箇所でございます。

対策としましては、用地買収を行い、右折車線の設置や交差点内の歩道改良により交通の円滑化を図る計画であります。事業実施につきましては、交差する県道の事業計画または隣接事業者の事業計画等との調整を図るとともに、太子町総合計画に基づき、計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

最後の4番目でございます。

近年はスムーズで円滑な交通体系の構築は渋滞の緩和や事故防止につながるとの観点によりまして、JRの立体交差事業を初めとした主要都市計画道路の事業推進に努めてまいりました。また、それ以外の道路におきましても、事故多発箇所を中心に信号機や横断歩

道、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めてきております。

今後も交通事故多発箇所について所轄警察であるたつの警察と現地で事故削減に向けた対策検討会を行い、交通安全総点検など地域一丸となって交通安全への取り組みを進めていくとともに、通学路緊急点検などでの対策の必要な箇所につきましては、重点的に安全向上に向けた施策を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 次に、私のほうからソフト面からの交通事故減少に向けた取り組みについてお答えをいたします。

春、秋の全国交通安全運動及び夏、年末の交通事故防止運動期間中において、街灯キャンペーン、立ち番、車両啓発等の啓発活動や懸垂看板、のぼり旗、町広報への掲載等の広報活動を行っております。また、町内量販店におきまして、たつの警察、たつの交通安全協会、太子町交通安全を進める会などの協力のもとに、住民の交通モラルの向上に向けた交通安全キャンペーンも行っております。

夏休み期間中には、子供会のラジオ体操において、子供向けの啓発活動なども実施しております。

また、本町では毎月15日を交通安全の日と定め、役場職員を含む各種関係団体の協力のもとで斑鳩交差点において交通安全意識の高揚及びシートベルト着用率の向上を図るための立ち番を毎月行っております。

さらに、高齢者や小学生などを対象に交通安全教室をたつの警察の協力のもと継続的に実施いたしております。交通安全の安心・安全のまちづくりを目指し、今後も一層の取り組みを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 ありがとうございます。

白線のことについて申し上げますけども、道路白線、あちらこちら太子町内白線が剥げ

ていたりして見えにくいところ、管理者についてはたつの警察等々また管轄が違うんでしょうが、交通量が多い沖代線とかというところは、毎年道路舗装の補修とかで毎年計上されていて、それは補修のたびに直して、当然白線もまた引き直ししてということになるんでしょうけれども、それ以外について、当方の自治会の中でも開発地域のところは道路舗装も新しく、白線についても真新しい白線になっていることは当然なんですけども、それ以外を外れると、もう消えかかったところが多々あって、町内そらどこでもあると思うんでそれは切りがないと思いますけども、住民からも雨で見にくい、夜間も反射の蛍光塗料もついてやっぱり剥げてると光らないということで、やはりスピードを出してればこれは一緒なんでしょうけれど、そういつても注意喚起になるということもあって、先ほども横断歩道もいろいろありますけども、これ太子町として、管理はここはどんな管理をされとんですか。月1回見るとか、何かもう道路管理者が、たつの署がどうやこうやと言う前に太子町内のその白線を劣化してるというのはどういう状況で管理しとんですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） いろいろと業務で町内を走っておりますので、そのときに目視することもございますし、また住民の方からちょっと白線が消えてるので危ないですよというような通報を受けることもございますので、そのたびそのたびに現場へ行って確認しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 住民からの通報とか、いろいろあってそれでやられてるというふうにわかるんですけども、その基準はどうなんですか。どこまで見えてなければやるでという基準なんかあるんですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 基準と言われますと非常に微妙な話になるんでございます

けれども、当然予算を伴うことでございますので、予算の範囲内でできるだけ工事のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 そら住民の皆さん常々危ないと思ってもその都度その都度役場に電話するということは余りしないんで、消えてるなというふうなことで日々終わってしまうような状況があるんで、やっぱりそれは行政が道路パトロールとか等々、当然これやっておられるわけですから、シルバーも含めて看板の設置とか、この間も学童の通学路みたいな形の黄色い看板、あれも変えられていたような感じもあるんで、ただそういったメンテナンスをされている方の中からやっぱりそんな声が出えへんかと思ひましてね、道路管理の状況の中に。

ただ、通報があればやるということだけでは、そらみんな通報したらみんなするんかという話になってしまうんで、ただやっぱり予算を伴うことですから、順次ここは今年やるということも行政としてはやって安全の町という話になってくるんであればしかるべきやと思うんです。

また、そんな、これまた話違いますけど、本当に35億円もかけて庁舎つくる金があるんやったら、こんな線何ぼ引けるんやろなど。いつも予算が絡む、予算が絡むという話になるんで、これそんな金あったら何ぼでも線引けるやろなど、住民そっちのほうがええんちゃうんかなと思うんや。それで、交通事故防げたら。一応人身事故、死亡事故にもつながってくるんで。

だから、本当に予算、予算と言わずに、常々道路パトロール、当然黄色い車あるんですから、街づくり課もあるんですから、順次その辺は漏れのないように。そら、それがあったから事故全く起こらへんのじゃなしに、ある程度のリスクがあるんですから、そういうところは抑えていつていただきたいと思います

す。

何かこれについて、何か調査しますとか、何かここはちょっとやっていかなあかんなどというところ、今のところございますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 道路管理者としまして、当然管理すべきことでございますので、これからできるだけパトロールを行い、把握に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 2番目のところ、先ほども斑鳩小学校等と石海小学校の近辺にグリーンのラインですか、そういったことも現在されているような話も聞きました。

それで、たつのでも179号線、福田インターのそこかな、パチンコモナコのそこ、パチンコ私しませんけども、そのラインで緑のラインが引いてあることも私もちょっと見ました。

やはり車線がばっちり見えて、ドライバーと歩行者、自転車色が分けしてお互いに注意するという関係がこれで築かれていくんやなというふうに私も実感しておりますので、これについても太子町ほかにやるようなところございますでしょうか。そのグリーンのライン引いて実施するようなところ、今のところお考えありますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） とりあえず小学校の近辺についてはできるだけそういう線を引きたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 小学校とかそんなこと言わずに、やはりメインの道路があると思うので、この辺で179号線、旧2号線ですか、そういったところでもやっぱり事故が多発するような地点では道路管理者、たつのでもたつの署とか、国とか県とかいろいろとあるんでし

ようけど、その辺で予算が絡むんであれば、やはりこういったことにお金をかけるということもする必要があると思うので、その辺についてはどうですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然国、県の管理している道路がありますので、そちらについてはそちらにお願いするとして、町が管理している道路につきましては、歩道がないようなところにつきましては、できるだけはっきりと白線なりが見えるような形にしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 交差点なんかでテレビ報道等でも交差点にでこぼことかつくったり、道路面にそういった規制線、規制のラインを引いて注意喚起をして、住宅街でもスピードを車ドライバーが減速させてしまうような目の錯覚というんですか、そういうようなことも行って車を減速させてその効果を出しているような自治体もあるようなんです。

太子町内でそういった、ここ事故多いでというような交差点、今御存じなんですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 特にここで多発しているというような情報はちょっとつかんではおりませんが、先ほども言いましたように、アグロのところの交差点であるとかマルアイのところの交差点であるとか大和会館のところの交差点なんかは非常に渋滞が発生したりして危ない状況にあるというのは十分認識しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 国土交通省のその25年度の予算のあれで、防災と安全交付金っていうシステムがあるのを御存じですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 一応そういう補助金あるというのは知っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについては、25年度のその国土交通省の作成資料というものが出ておまして、従前では補助金では内容についてできなかったものが個別の補助金を原則廃止という形で地域の自主交付金として防災、安全交付金という名称で、いろんなことに使えるというようなものが出てきたようでありまして、こういった交付金を有効に、いろんな施策があって、そこばっかりにどうやというようなこともあるんでしょうけど、一番大事な安全のかなめということは、やっぱりこの車社会においては非常に十分効果を発揮するのではないかなと。当然住民そのほうが庁舎つくるより喜ぶんです、本当に、しつこいんですけども。

それと、先ほどのその交付金の話で、この交付金また利用してこういった交通安全の白線とか、いろんなライン、線引きをするような今のお考え方ってありますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 交付金につきましては、どういうふうな条件で交付金がつくかというようなことを細かい話がございしますので、そこら辺までちょっと勉強しておりますので、これから勉強させていただきま

す。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これもちょっと調べていただいて、どういったところでメニューができるのかというようなこともしていただきたいと思います。と思っております。

それと、これちょっと前にも私一般質問かけたんですけども、太子町の太田のローソンのところの、うち当該の自治会の出入り口になるんですけど、まねきねこのところの。本当に、この間もちょっと警察官立たれてまして、私聞きました。事故多いんですと、ここ。ローソンから出る、南、東に行く人、西に行く人、自治会からは右に行く人、左に行く人で、もう本当に複合的なことになって、以前にも信号機どうなんやろというようなこ

とも、うちの自治会長もこちらのほうに要望出したのかどうかは私のところまではその話は来ておりませんけれども、やはり何か対策を打っていただかないと、そのときの担当課長は堂本部長やったときやと思うんですけど、私。そのときも何か交通安全、たつの署の看板が1つローソン側の木にちょっと結びつけられてたぐらいの程度で、そのときも一旦停止の看板ついてますというようなことも話もあったんですけども、それはそれで一旦停止はいいんですけども、その後のことで事故が起ってしまうということなんで、何か方策がないのかという話もしました。

でも、部長の話では、いやもうこれで終わりですと。一体何が変わったんやここという話になってしまうんです。

だから、動きとしてはそこまでなんだろうけども、やはりたつの署といろいろな話もされたんでしょうけども、実際には何も変わってないんです。常にあそこ危ないなということで思っていると、やっぱり事故が起ってくる。私が見ただけでも五、六回ありますんで、あそこ。

そういったことで、何かこう、あそこについても、いろんな先ほどもアグロの交差点とかいろんな信号機のある交差点はそれはそれで問題ないんですけども、やはり信号機の無いT字路みたいなところをちょっとピックアップしていただかないと思うんですけども、太子町にそんなとこどんだけあるかは把握されてますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 信号のない危険な交差点ということですけども、全てを把握しているわけではございません。

今おっしゃっているローソンのところですけども、信号の設置については、当然地元から要望が出てますから、それはたつの署のほうにも進達をしておりますし、また道路のそのちょうど鋭角に町道がすりついているような形で、非常に危険な状態になっておるのは認識しております。

それで、一応その町道側のまねきねこのところ辺の交差について何とか道路改良したいなというふうにはちょっと今のところ考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私もその話、ちょっとそんなことをするんじゃないかなというような、ちらっと話はちょこっとだけ聞いたような記憶もあるんです。それでもどうなんやろかと、その辺のちょっと四隅をちょっといらったからといって、これどうなんかなと。信号機があっても事故があるところで、ないとなると信号機を、ちょっと間隔はあそこ二、三カ所ありますんで、その間隔のこともされたのも私承知しております。

だから、そういったことも含めて、再度少し考えていただきたいというふうにも思っています。

それと、街路樹のこともあるんです。以前にもどっかの議員が発言されたような記憶もあるんですけども、メイン道路とかというところいろんな垣根っていうんですか、木が立ってると。メイン道路に路地から入っていきこうとすると、その木が邪魔になって歩行者とか車が見えなくなって、やはり死角になって、この木切ったらどうやというようなことも多々住民のほうからも聞くんで、この間もそんな話をしている中で、それでちょっと当たってしもたんやというような話も聞いたんで、そういうことも、県のほうにちょっと背の低い垣根でいいから垣根にしてくれとか、全くないのもどうなんかなというふうには思ったりもするんで、背の低いことも要望していったほうがいいんじゃないかと思いたんですけども、その辺いかがですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ちょうど町道とかその細い道から国道、県道なんかへ出るところに道路の横にある木なんかが繁茂して、若干左右が見にくいような状態があるときがあります。

それにつきましては、当然住民からの要望もありますし、当然町のほうとしても危険な状態はできるだけ早く回避したいということで、県とか国には申し入れを行っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 街路樹のことも早急に要望を出していただいて、低い垣根ですか、そういったこと、なければいいんですけども、木よりやっぱり命のほうが大事ですからそういうふうに思います。

それと、これも以前に、経済建設の委員会でも太子町の危険箇所ということで、私当該自治会ではありませんけども、川島の新幹線の下のところ、ちょうど高架下のところで、道の端っこにちょっと道が陥没してるところがあるんです。何かJRのパイプが二、三本通ってるところらしいんですけども、そこはやっぱり車では当然落ち込まないんですけども、自転車に乗ってる方については、夜間は見えなくて、気がついたときには多分そこに落ちるんです。

これについても、以前にも委員会で話したときには、部長の答弁では、山本部長やっと思います。JRの持ち物なんで当方はちょっと関与できないというようなことがあったんで、関与してないといっても、やはり落ちる人にとっては余り関係のないことなんで、やはりそこに取り外しのできる何か仮の柵でもあれば落ちへんの、多分落ちられた方もあると思います。ただ、反射板だけは手前についてますけど、自転車で反射板に気がついたころにはもう落ちてますんで。車の場合は遠くから見てあんそこは落ちないと思うんですけども、その辺も一度御確認いただいて、その辺は御存じでした、そういったところがあるというのは。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 申しわけございませんけれども、承知しておりません。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 そこも含めて、一度確認もしていただきたいなと思います。

それと、179号線の美原台のところになるんです。

○議長（橋本恭子） 済いません。

暫時休憩します。

（休憩 午後3時12分）

（再開 午後3時12分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○井川芳昭議員 美原台、これも安全についてです。美原台の下のところ、亀山鑄造所のちょうど北側になるんですけど、あそこ従前から歩道がないんです。ちょうどハナテンの車屋の前まではあるんですけど、ちょうどそのお地藏さんがあるところの間は何もない、あそこ。

この間もふつと言われた人がおりまして、その地権者がどうなってるのか私わかりませんけども、やはりそういったことについても従前からこれ皆さん言ってるのに太子町も気がつかへんのかなと思って、あんなメイン道路。姫路行くときには必ず通ると思うんですけど、側溝があるの御存じですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然私も何度か通りますので把握はしております。

また、県のほうにはその旨要望もしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それはいつからの要望をかけてるんですか。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時14分）

（再開 午後3時15分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続けてください。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ちょっと細かいことについては私も把握しておりませんの

で、各担当課でまた対処させていただきま

す。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 余り長々としゃべるつもりもなかったんですけど、外れてるとは一つも思っていないのでこれだけは言うておきます。

やっぱり交通環境というか、そういったことが非常に大事だと思うんです。いろんなところでやられてると言いますが、どう考えても白線が消えてるところというのは非常に多うございまして、そういったことも含めて、本当に何回も言いますが、新庁舎建てる金があるんでしたら白線何ぼでも引けると思うんです。予算の話をされますけども。

そういったことも何回も言いますが、申し述べまして、またこういったことも要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

## 日程第2 請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（橋本恭子） 日程第2、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第4号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りましたとおり、請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 以上で本日の日程は全

部終了しました。

次の本会議は6月7日午前10時から再開します。

本日はこれで散会いたします。

(散会 午後3時18分)